# 伊勢原市ごみ処理基本計画
# （案）

（平成２９年度～令和 13 年度）

平成２９年（２０１７年）３月策定

令和　４年（２０２２年）３月改定

令和　９年（２０２７年）３月改定

伊勢原市

『 目 次 』


第１章 計画の策定に当たって ..... 1
第１節 市の概要 ..... 1
第２節 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
第３節 計画の対象となる廃棄物 ..... 3
第４節 計画の目標年次 ..... 3
第５節 関連計画の位置づけ ..... 4

第２章 ごみ処理の現状と課題 ..... 5
第１節 ごみ処理の現状 ..... 5
１ ごみ処理事業の沿革 ..... 5
２ ごみ処理の体系 ..... 7
３ ごみ処理の体制 ..... 8
４ ごみ排出量の推移 ..... 9
５ 資源化量の推移 ..... 11
６ 同規模都市との比較 ..... 12
７ 家庭から排出される燃やすごみの組成割合の推移 ..... 13
８ ごみ処理費用の推移 ..... 14
９ ごみ処理にかかる環境配慮 ..... 15
第２節 ごみ処理の課題 ..... 16
１ 目標到達の状況 ..... 16
２ ごみの排出抑制と焼却処理施設の課題 ..... 17
３ 社会的動向からみた課題 ..... 17
４ 処理体制上の課題 ..... 18
第３節 ごみ処理行政の動向 ..... 19
１ 国及び県の目標 ..... 19
２ 個別施策 ..... 20

第３章 人口とごみ量の将来予測 ..... 23
第１節 人口の予測 ..... 23
第２節 ごみ量の予測 ..... 24

第４章 ごみ処理の基本方針 ..... 26
第１節 基本理念 ..... 26
第２節 基本方針 ..... 27
第３節 市民・事業者・行政の役割 ..... 28
第４節 数値目標 ..... 29
第５節 施策体系 ..... 29

第５章 主要施策.....31
第１節 排出抑制・資源化施策.....31
１ 意識の啓発と実践活動の展開.....31
２ 家庭ごみの排出抑制.....34
３ 事業系ごみの排出抑制.....37
４ ごみの資源化.....39
第２節 収集運搬施策.....43
１ 収集場所.....43
２ 収集運搬体制.....45
第３節 中間処理施策.....47
１ 焼却処理施設.....47
２ 不燃・粗大ごみ処理施設.....49
３ 資源化施設.....50
第４節 最終処分施策.....51
第５節 その他の施策.....52
１ ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止.....52
２ 大規模災害への対応.....54
３ 野焼きへの対応.....55
４ 適正処理困難物等への対応.....56
５ 気候変動への対応.....57
６ 関係機関との連携.....58

第６章 計画の実現に向けて.....59
第１節 市民・事業者・行政の役割分担及び協力体制.....59
１ 市民・事業者・行政の協力体制の構築.....59
２ 廃棄物に関わる組織体制の連係強化.....59
第２節 市民・事業者の取組.....59
１ 市民の行動.....59
２ 事業者の行動.....61
第３節 基本計画の進行管理.....61
１ 施策の事後評価.....61
２ 財政計画の立案.....61
第４節 ごみ処理広域化への対応.....61

# 第１章　計画の策定に当たって

## 第１節　市の概要

本市は、神奈川県中西部に位置する都市で、地勢は、中央部の伊勢原台地を中心に北部に大山を擁し、南部は相模平野が広がっています。東部及び北部は厚木市に接し、南部は平塚市、西部は秦野市と接しています。

本市の概要は、次のとおりです。

人　　口：100,352 人（令和７年国勢調査）
世 帯 数：46,845 世帯（令和７年国勢調査）
面　　積：55.56 $km^2$
市制施行：昭和 46 年３月１日

## 第２節　計画策定の背景と趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、同法の目的である「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を踏まえ、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。また、国の「ごみ処理基本計画策定指針」では、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね５年ごとに改定する。」と定義されています。

伊勢原市ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）は、令和 13 年度を最終目標年度とし、平成 29 年３月に伊勢原市ごみ処理基本計画を策定していますが、令和４年の改定から５年が経過し、新たな社会情勢への対応も踏まえ改定することとしました。この間、草木類のステーション収集や容器包装プラスチックに製品プラスチックを加えた資源プラスチックの分別収集を開始するなど、新たな施策に取り組むほか、分別の徹底などの意識啓発を行った結果、順調にごみ減量化・資源化が進み、一定の成果を上げることができました。

これらの施策を推進したことで、当初の予定より２年前倒しで、老朽化した伊勢原清掃工場の 90ｔ/日焼却施設を稼働停止でき、はだのクリーンセンター１施設体制へ移行できました。しかしながら、安定した施設の稼働や、ごみ処理費用の抑制を図るため、さらなるごみ減量化・資源化の施策を展開する必要があります。

また、国においても、循環型社会の形成とそれを通じた持続可能な社会の実現を目的として、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和６年８月）の策定を初め、「プラスチック資源循環促進法」（令和４年４月）や「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年１０月）の施行など、資源の有効活用や廃棄物の削減に向けた施策が進められてきました。

さらには、環境負荷削減を進める上で、国連が掲げる「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」の達成のためにも、ごみの処理は重要な課題であることから、ＳＤＧｓの理念を踏まえた計画とすることが必要です。

このような状況の変化を踏まえつつ、新たに本計画を改定し、令和 13 年度までのごみ処理行政の方向性と施策を示す計画とするものです。

令和４年４月以降の廃棄物処理等に関連する主要な法律に基づく計画の制定経過は、表 1-1 に示すとおりです。

表 1-1　廃棄物処理等に関連する主要な法律に基づく計画の制定経過

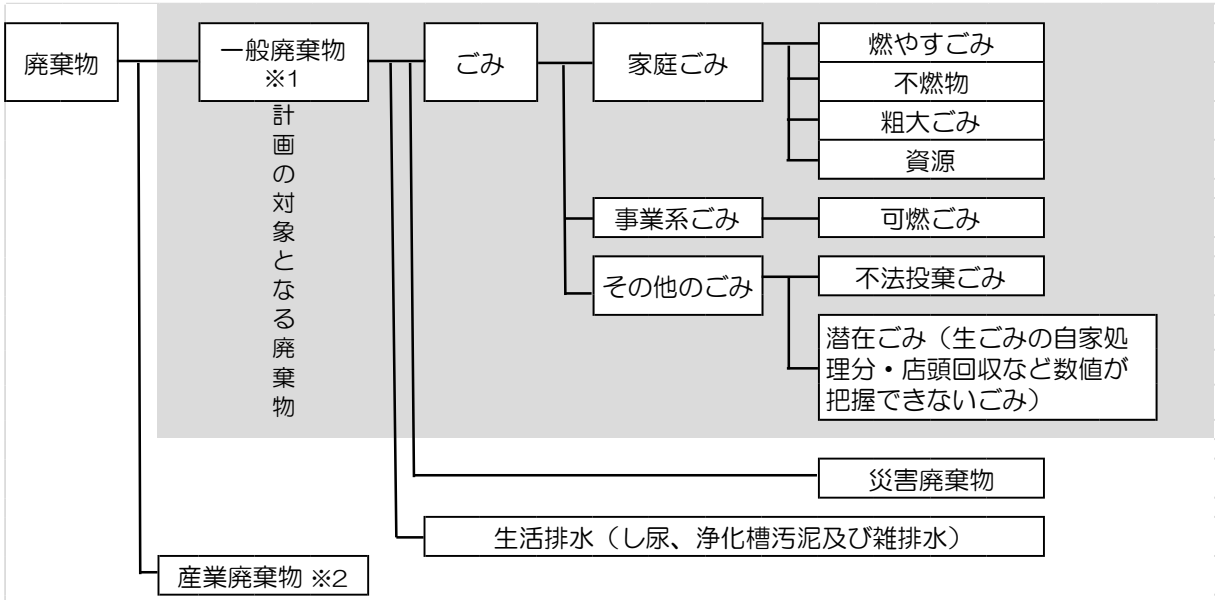
| 年　月 | 法　律　名 | 主な内容 |
|---|---|---|
| 令和６年５月 | 第六次環境基本計画 | 環境基本法第15条に基づく、すべての環境分野を統合する最上位の計画として目指すべき文明・経済社会の在り方を提示した。 |
| 令和６年８月 | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた。 |

## 第３節　計画の対象となる廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、本計画の対象とする廃棄物は、図 1-1 に示すとおり、市内で発生する一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）及び災害廃棄物（自然災害で生じる廃棄物）を除いたものとします。

なお、生活排水については、別途「伊勢原市生活排水処理基本計画」を策定しています。

また、本計画における一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いは、廃棄物処理法に準拠するものとします。




※一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物を指す（家庭ごみ及び事業者から出るごみのうち産業廃棄物以外のもの）
※産業廃棄物：事業活動に伴って発生する廃棄物のうち法令に定められた 20 種類（廃プラスチックや金属くず等）

**図 1-1　本計画で対象とする廃棄物**

## 第４節　計画の目標年次

本計画の計画期間は、図 1-2に示すとおりです。

本計画は、平成 29 年度を初年度、令和 13 年度を最終目標年度とする 15 年間の計画です。改定初年度から５年目に当たる令和８年度を迎え、これまでの５年間を踏まえて、今回の改定では令和９年度から令和 13 年度までを見直し期間とします。

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内容・計画期間 | 現ごみ処理基本計画策定 | 計画初年度 | | | | | 改定初年度 | | | | 中間目標年度 | | | | | 最終目標年度 |
| | | 計画期間（平成２９年度～令和１３年度） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 見直し期間(令和9年度～13年度) | | | | |

※　P29 表 4-1「数値目標」を参照

**図 1-2　計画期間**

## 第５節　関連計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第６条第１項及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例（以下「市条例」という。）第９条第１項の規定に基づき策定しているものです。

関連計画等との関係は、図 1-3に示すとおりです。

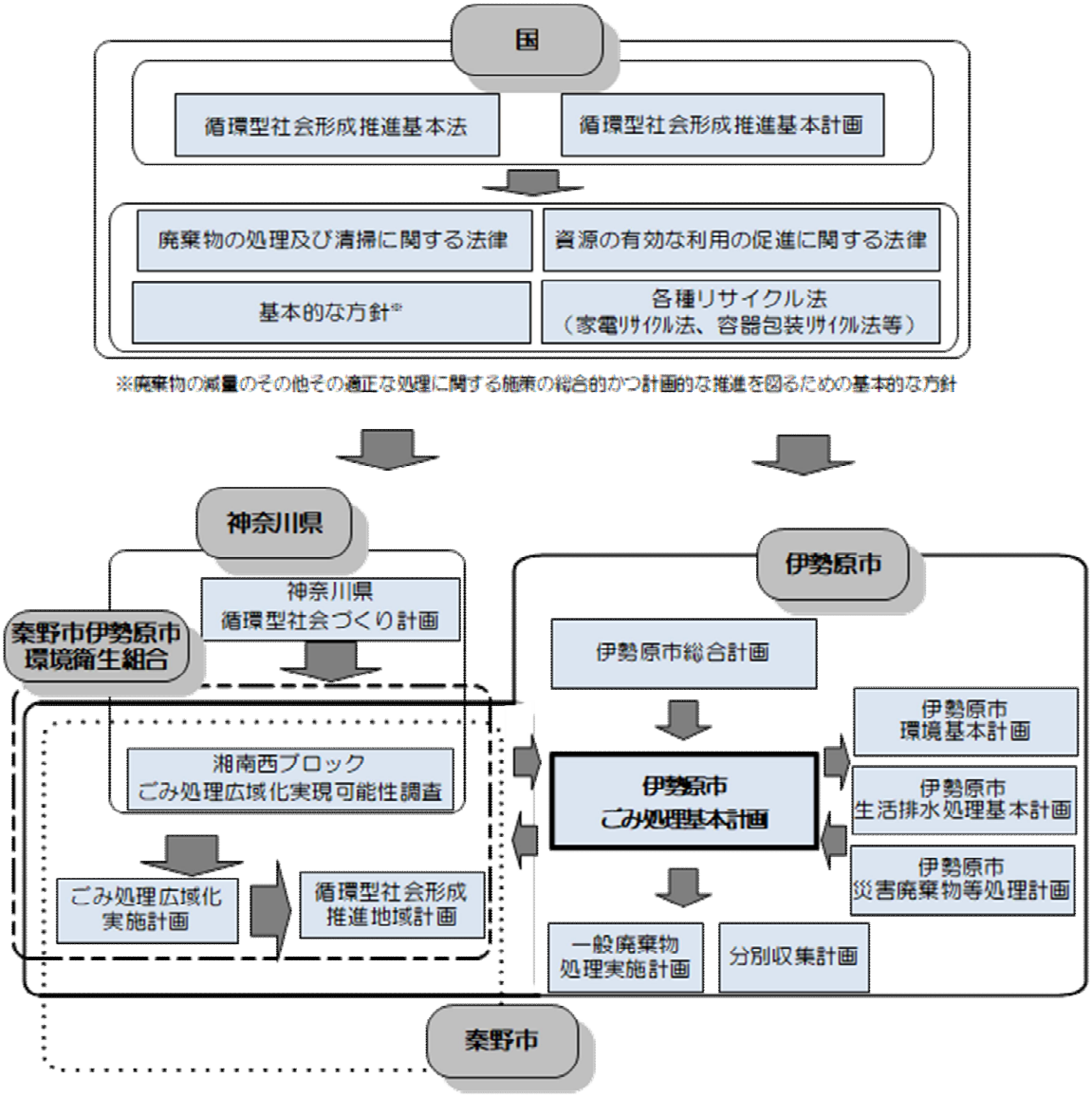



図 1-3　関連計画等との関係

# 第２章　ごみ処理の現状と課題

## 第１節　ごみ処理の現状

### １　ごみ処理事業の沿革

ごみ処理事業の沿革は、表 2-1 に示すとおりです。

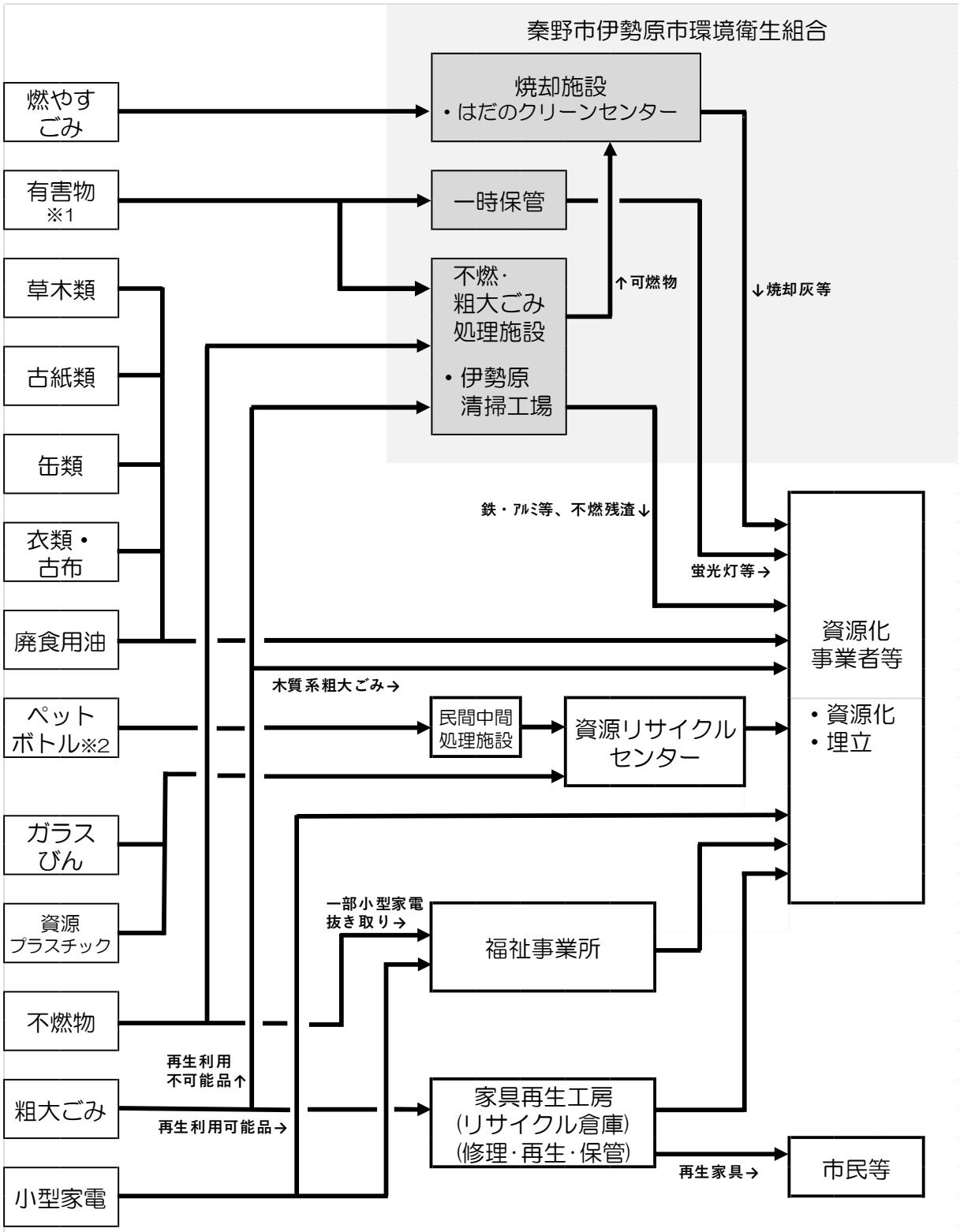
表 2-1　ごみ処理事業の沿革

| 年 | 内　　容 |
|---|---|
| 昭和26年 | 自治会にごみ収集の委託を開始 |
| 27年 | ごみ収集職員を採用 |
| 36年 | 秦野市外二町清掃処理組合の設立 |
| 37年 | 美化運動実施本部の設置 |
| 38年 | 組合名称の変更「秦野市伊勢原町清掃組合」 |
| | 秦野衛生センターの完成（し尿 72kl/日、ごみ30t/日） |
| 42年 | ポリ袋によるごみの持ち出し、収集を開始 |
| | 燃やすごみ（週2回）収集を開始 |
| | 伊勢原町清掃美化審議会の発足 |
| | 第1回衛生委員大会の開催 |
| 44年 | 伊勢原清掃工場20t/日焼却施設の完成 |
| 45年 | 不燃物（年6回）収集を開始 |
| 46年 | 市制施行　組合名称の変更「秦野市伊勢原市清掃組合」 |
| | 子易不燃物処理場の完成（圧縮6t/日、破砕30t/日） |
| 47年 | 「伊勢原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 |
| | 不燃物収集回数の変更（月1回） |
| | 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の完成 |
| 48年 | 不燃物収集回数の変更（年18回（20日に1回）） |
| 50年 | 組合名称の変更「秦野市伊勢原市環境衛生組合」 |
| | （ごみ処理に加え斎場施設の設置及び管理を共同で行う） |
| 51年 | 伊勢原清掃工場180t/日焼却施設の完成 |
| 57年 | 燃やすごみ収集の一部民間委託を開始 |
| 58年 | 栃窪一般廃棄物最終処分場の完成 |
| 59年 | 使用済乾電池の最終処分の民間委託を開始 |
| | 生ごみ処理容器斡旋補助を開始 |
| 60年 | 伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の完成 |
| 62年 | 不燃物（月2回）収集における民間委託を開始（燃やすごみは直営） |
| | 燃やすごみ（週3回）収集の段階実施 |
| | 事業系一般廃棄物許可制度を開始 |
| 63年 | 燃やすごみ（週3回）収集を市全域で実施 |
| 平成元年 | 粗大ごみ戸別収集を開始 |
| 3年 | 環境美化センターの完成 |
| 4年 | 大田地区資源回収を開始 |

| 年 | 内　容 |
|---|---|
| 平成5年 | 栗原一般廃棄物最終処分場（第一期）の完成 |
| | 伊勢原市廃棄物減量等推進員の設置 |
| | 成瀬地区資源回収を開始 |
| 6年 | 伊勢原北・南地区資源回収を開始 |
| 7年 | 「伊勢原市ごみ処理等の適正化に関する条例」制定 |
| | 粗大ごみの有料化 |
| | 大山・高部屋・比々多地区資源回収を開始 |
| 8年 | 資源収集品目に布類・古布を追加 |
| 9年 | びん類分別収集を開始 |
| 10年 | 資源収集品目に廃食用油を追加 |
| 11年 | 栗原一般廃棄物最終処分場（第二期）の完成 |
| 12年 | シルバー人材センター協定事業による粗大ごみリサイクル事業の実施 |
| 14年 | ふれあい収集を開始 |
| 15年 | 家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助を開始 |
| 17年 | 粗大ごみ持込分現金取扱を開始 |
| 18年 | 電動式せん定枝粉砕機貸出制度を開始 |
| 19年 | 分別収集に向けたごみ収集体制の変更(燃やすごみは委託、不燃物は直営) |
| 20年 | 容器包装プラスチック等分別収集を開始 |
| | 燃やすごみ収集の市全域民間委託を開始 |
| | 資源リサイクルセンターの完成 |
| 23年 | 燃やすごみ収集回数の変更（週2回） |
| 25年 | 使用済小型家電リサイクル事業（かながわモデル）を開始 |
| | はだのクリーンセンター（200t/日）の完成 |
| 26年 | 布団のリサイクル事業を開始 |
| 29年 | せん定枝資源化事業を開始 |
| 令和元年 | せん定枝資源化事業を草木類まで拡大 |
| 2年 | 木質系粗大ごみ資源化事業を開始 |
| 3年 | 容器包装プラスチック収集の民間委託を開始 |
| 5年 | 組織名称の変更　「環境美化センター」から「清掃リサイクル課」 |
| 6年 | 伊勢原清掃工場（90t/日）焼却施設の稼働停止 |
| | 栗原一般廃棄物最終処分場への焼却灰埋立終了 |
| | ガラスびん・有害物収集の民間委託 |
| | 草木類のステーション収集の開始 |
| 7年 | 製品リユース事業の開始 |
| | 資源物の拠点回収の開始 |
| 8年 | 充電式電池等の拠点回収の開始 |
| | 電動式せん定枝粉砕機貸出制度の廃止 |
| | 家庭用電動式生ごみ処理機購入補助の廃止（非電動式は継続） |
| | 容器包装プラスチックに製品プラスチックを加えた資源プラスチック分別収集の開始 |

## 2　ごみ処理の体系

現行のごみ処理体系は、図 2-1 に示すとおりです。




※1　有害物：蛍光管、乾電池・コイン電池、カセットボンベ、スプレー缶類、水銀式体温計、使い捨てライター

※2　ペットボトルは、単一素材でリサイクル効率が高いため、資源プラスチックとは別に収集しています。

**図 2-1　現行のごみ処理体系**

## 3　ごみ処理の体制

本市における、ごみ処理の体制は、表 2-2 に示すとおりです。

**表 2-2　ごみ処理の体制**

| 区分 | 品目 | 実施主体 |
|---|---|---|
| 収集運搬 | 燃やすごみ | 委託業者 |
| | 不燃物・有害物<br>（小型家電を含む） | 本市 |
| | 粗大ごみ | |
| | 草木類 | 個人・本市 |
| | 事業系一般廃棄物 | 許可業者 |
| | 事業系一般廃棄物<br>（家庭ごみに準ずるもの） | 委託事業者 |
| | 直接搬入ごみ | 個人・事業者 |
| | 資源プラスチック | 委託業者 |
| | ペットボトル | 資源回収事業者 |
| | ガラスびん（３色） | 委託業者 |
| | 古紙類 | 資源回収事業者 |
| | 缶類 | |
| | 衣類・古布 | |
| | 廃食用油 | |
| 中間処理 | 燃やすごみ | 環境衛生組合 |
| | 不燃物・有害物 | |
| | 事業系一般廃棄物 | |
| | 事業系一般廃棄物<br>（家庭ごみに準ずるもの） | |
| | 直接搬入ごみ | 環境衛生組合・資源化事業者 |
| | 資源プラスチック | 本市（資源リサイクルセンター） |
| | ガラスびん（３色） | |
| | 草木類 | 資源化事業者 |
| | 小型家電 | 福祉事業所・資源化事業者 |
| | ペットボトル | 資源化事業者 |
| | 古紙類 | |
| | 缶類 | |
| | 衣類・古布 | |
| | 廃食用油 | |
| 最終処分 | 焼却残渣 | 環境衛生組合<br>（民間委託による資源化又は埋立処分） |
| | 不燃残渣 | 環境衛生組合<br>（民間委託による資源化又は埋立処分） |

## ４　ごみ排出量の推移

### （１）総ごみ排出量等の推移

総ごみ排出量等の推移は、表 2-3 及び図 2-2 に示すとおりです。

総ごみ排出量は、令和３年度の29,702tから減少傾向にあり、令和７年度には26,934tまで減少（△9.3%）しています。

市民一人１日当たりのごみ排出量については、令和３年度から令和７年度までの５年間で、69ｇ/人日減少（△8.6%）しており、令和６年度における本市実績を、神奈川県全域の県民一人１日当たりのごみ排出量と比較すると9g/人日少なくなっています。

表 2-3　総ごみ排出量等の推移

| 区分＼年度 | | | R３ | R４ | R５ | R６ | R７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総ごみ排出量 | | (t/年) | 29,702 | 29,196 | 28,161 | 27,517 | 26,934 |
| 市民一人1日当たりのごみ排出量 | | (g/人日) | 804 | 789 | 758 | **744** | 735 |
| | 家庭ごみ | (g/人日) | 677 | 659 | 632 | 612 | 602 |
| | 事業系ごみ | (g/人日) | 127 | 131 | 126 | 133 | 134 |
| 県民一人1日当たりのごみ排出量 | | (g/人日) | 818 | 799 | 768 | **753** | － |

※1　総ごみ排出量とは、家庭ごみと事業系ごみの合計をさす。
※2　出典：「令和６年度　神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（令和８年３月）」（人口は毎年10月１日時点）
注）　細項目は端数処理をしているため、合計と必ずしも一致しない。

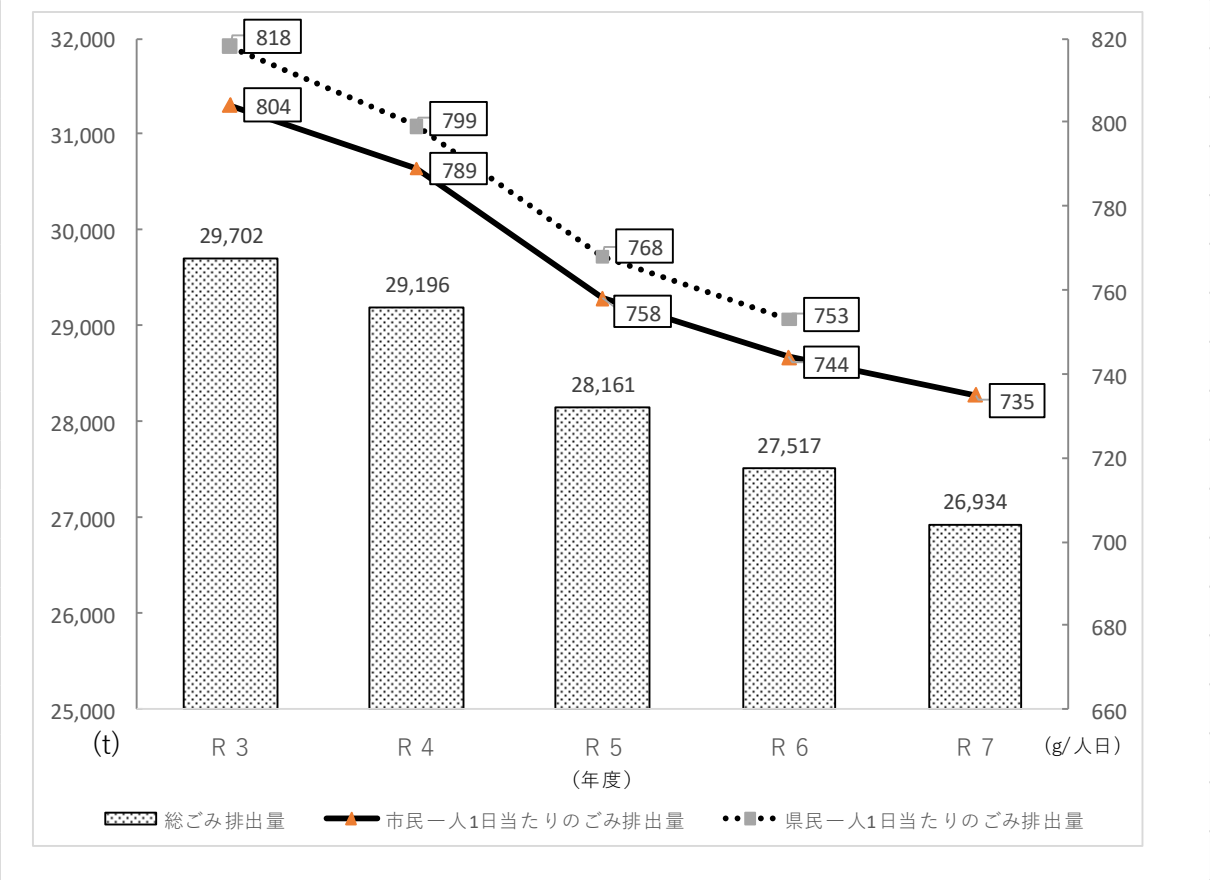



図 2-2　総ごみ排出量等の推移

## （2）家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移は、表 2-4 及び図 2-3 に示すとおりです。

家庭ごみは、令和３年度の 25,016t から減少傾向にあり、令和７年度には 22,036t まで減少（△11.9%）しています。

事業系ごみは、令和３年度の 4,686t から増減がありますが、令和７年度は 4,898t に増加（＋4.5%）しています。

**表 2-4　家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移**

| 区分＼年度 | | | R３ | R４ | R５ | R６ | R７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総ごみ排出量 | | (t/年) | 29,702 | 29,196 | 28,161 | 27,517 | 26,934 |
| | 家庭ごみ排出量 | (t/年) | 25,016 | 24,364 | 23,483 | 22,608 | 22,036 |
| | 事業系ごみ排出量 | (t/年) | 4,686 | 4,832 | 4,678 | 4,909 | 4,898 |

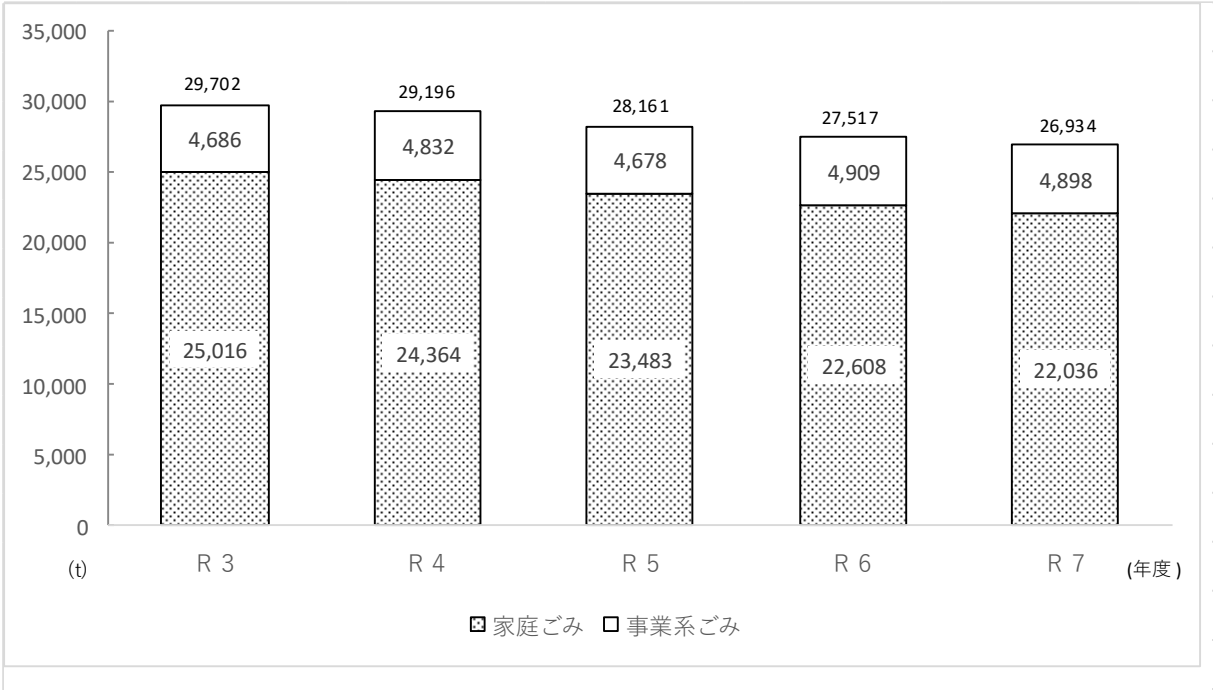



**図 2-3　家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移**

## 5　資源化量の推移

資源化量の推移は、表 2-5 及び図 2-4 に示すとおりです。

資源化量は、令和３年度の 7,222t から一時減少しましたが、令和７年度は 7,919t と増加（＋9.7%）しました。

資源化率は、令和３年度の 24.3%から令和７年度には 29.4%に増加（＋5.1 ポイント）しています。

**表 2-5　資源化量の推移**

| 区分＼年度 | | | R３ | R４ | R５ | R６ | R７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資源化量（中間処理後含む） | | (t/年) | 7,222 | 7,114 | 7,006 | 7,751 | 7,919 |
| | 資源化量 | (t/年) | 5,523 | 5,474 | 5,293 | 5,552 | 5,574 |
| | 中間処理後資源化量 | (t/年) | 1,699 | 1,640 | 1,713 | 2,199 | 2,345 |
| 資源化率（中間処理後含む） | | (%) | 24.3 | 24.4 | 24.9 | 28.2 | 29.4 |

※資源化率（%）＝総資源化量（中間処理後含む）／総ごみ排出量＊100

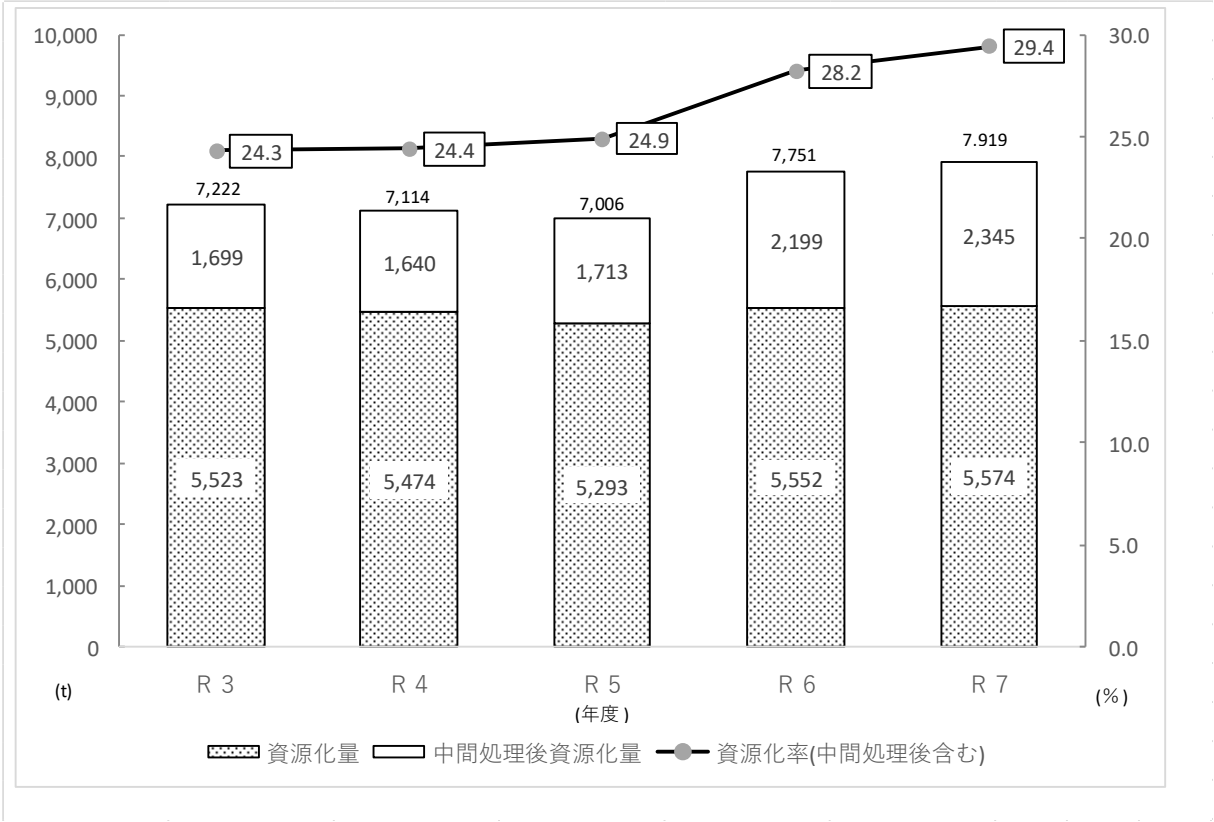



**図 2-4　資源化量の推移**

## ６　同規模都市との比較

本市と人口が同規模な都市とごみ量等を比較した結果は、図 2-5 に示すとおりです。

グラフは、本市と人口が同規模な都市の平均値を「100」として示しています。本市の水準（平均値と比較してどの程度か）は□の中に示した数値になります。

数値の比較の仕方は次のとおりです。

・平均よりも高いほうが良いもの：資源化率
・平均よりも低いほうが良いもの：総ごみ排出量、家庭ごみ排出量、
事業系ごみ排出量、直接焼却量、最終処分率

家庭ごみ排出量は他都市と同程度の水準ですが、事業系ごみ排出量や直接焼却量は、他都市よりも少なくなっています。

資源化率については、他都市と比較して高水準となっています。

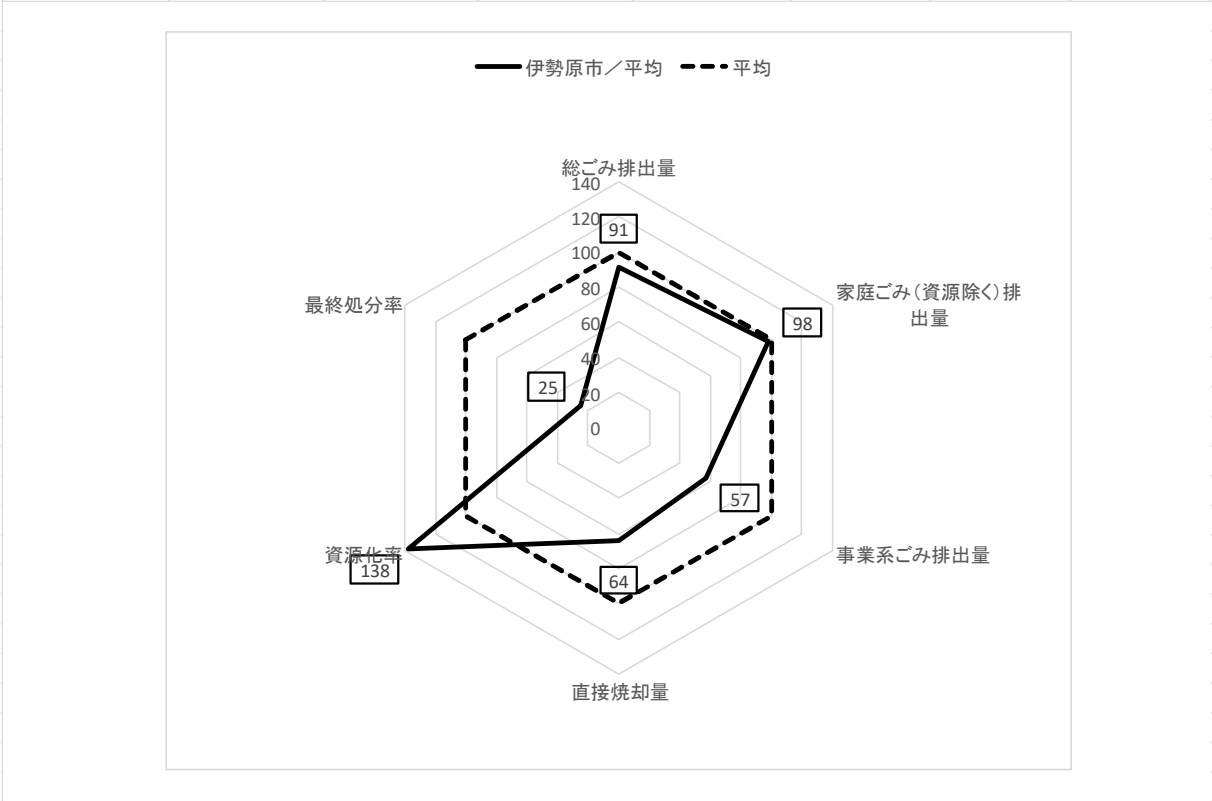



**図 2-5　同規模都市との比較**

注 1)同規模都市（人口 10～20 万人規模の都市）146 都市程度の平均値を「100」とする
注 2)総ごみ排出量、直接焼却量、家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は原単位(g/人・日)で比較
注 3)データは環境省 一般廃棄物処理実態調査（令和６年度）を使用

総ごみ排出量：総ごみ排出量とは、家庭ごみと事業系ごみの合計
家庭ごみ排出量：一般家庭から排出された廃棄物の量
事業系ごみ排出量：事業活動に伴って生じた廃棄物の量
直接焼却量：収集した廃棄物のうち、直接焼却施設へ搬入した量
資源化率：総ごみ排出量のうち、資源化した量の割合
最終処分率：総ごみ排出量のうち、最終処分した量の割合

## ７　家庭から排出される燃やすごみの組成割合の推移

家庭から排出される燃やすごみ組成割合の推移は、図２-６に示すとおりで、令和７年度は厨芥類の占める割合が最も多く、次いで紙類、その他の可燃物となっています。

前回（令和２～３年度）の調査では厨芥類の占める割合が約 35%（6,618t）でしたが、今回（令和７～８年度）では約３１％（4,651t）に下がりました。

また、木・竹・わら類の占める割合が約９％（1,612t）でしたが、草木類の資源化の実施により約５％（712t）と下がっています。

なお、今回のごみ組成調査は令和７年度の９月、12 月、３月及び令和８年度の６月に実施した年間平均割合（年間値）を示しています。

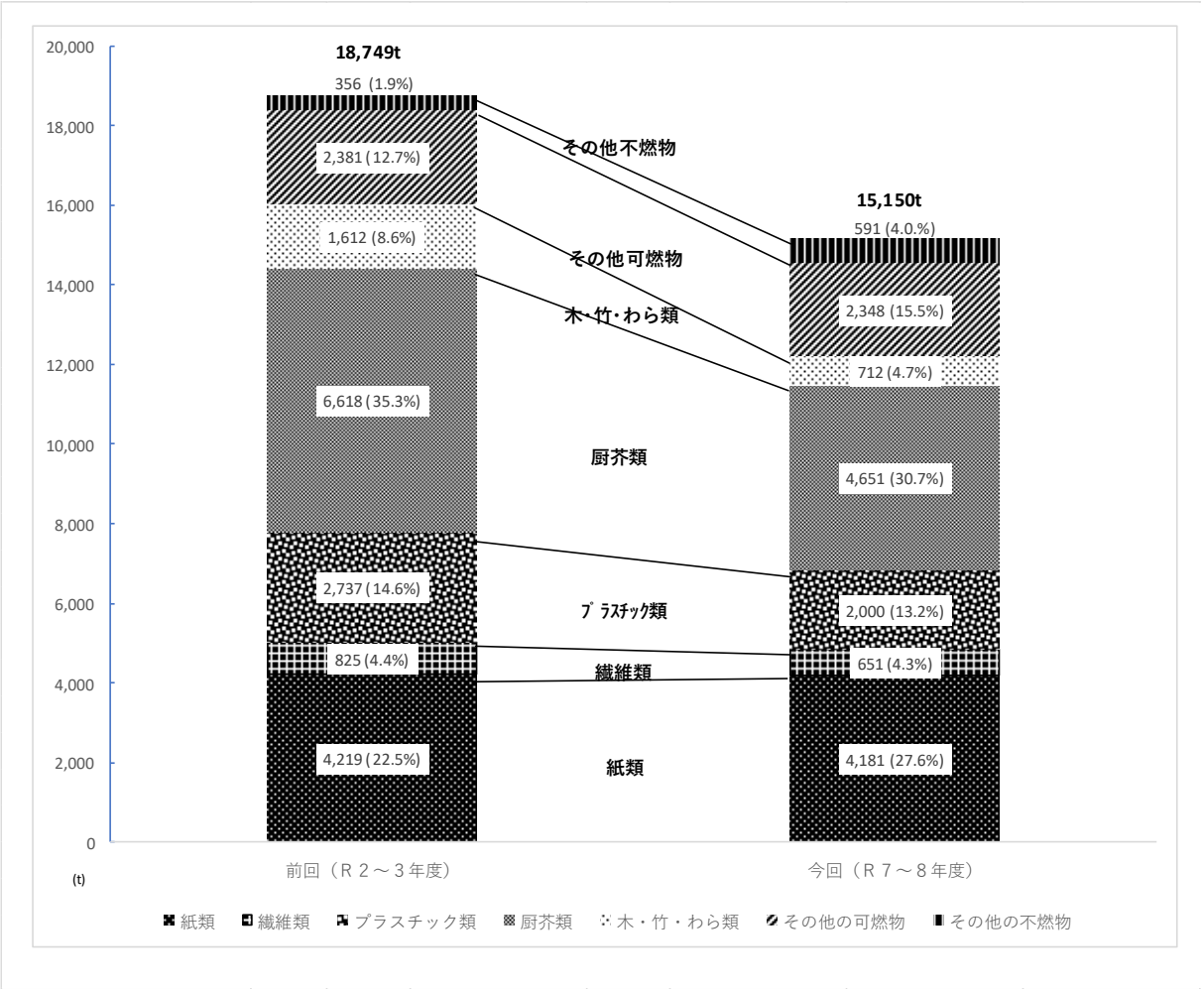



図 2-6　燃やすごみ量と組成割合の推移

## 8　ごみ処理費用の推移

ごみ処理費用の推移は、表 2-6 及び図 2-7 に示すとおりです。

ごみ処理に要する費用には収集運搬費（ごみ及び資源を収集運搬する費用）と処理処分費（中間処理費、最終処分費）があり、令和７年度の実績においては、合計で年間約 12 億 2,600 万円、これを市民一人当たりに換算すると約１万２千円を要しています。

表 2-6　ごみ処理費用の推移

| 年度 | | | R３ | R４ | R５ | R６ | R７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | | (千円) | 1,172,382 | 1,279,333 | 1,205,445 | 1,304,116 | 1,226,060 |
| | 収集運搬費 | (千円) | 618,151 | 624,120 | 632,780 | 696,759 | 710,912 |
| | 中間処理費 | (千円) | 453,061 | 548,378 | 464,524 | 465,799 | 382,691 |
| | 最終処分費 | (千円) | 100,273 | 106,835 | 108,043 | 141,558 | 132,457 |
| | その他 | (千円) | 897 | 0 | 98 | 0 | 0 |
| 人口 | | (人) | 101,237 | 101,360 | 101,446 | 101,284 | 100,352 |
| 市民一人当たりごみ処理費用 | | (円) | 11,581 | 12,622 | 11,883 | 12,876 | 12,218 |

注）人口は推計人口（各年度 10 月 1 日現在、外国人登録人口含む）

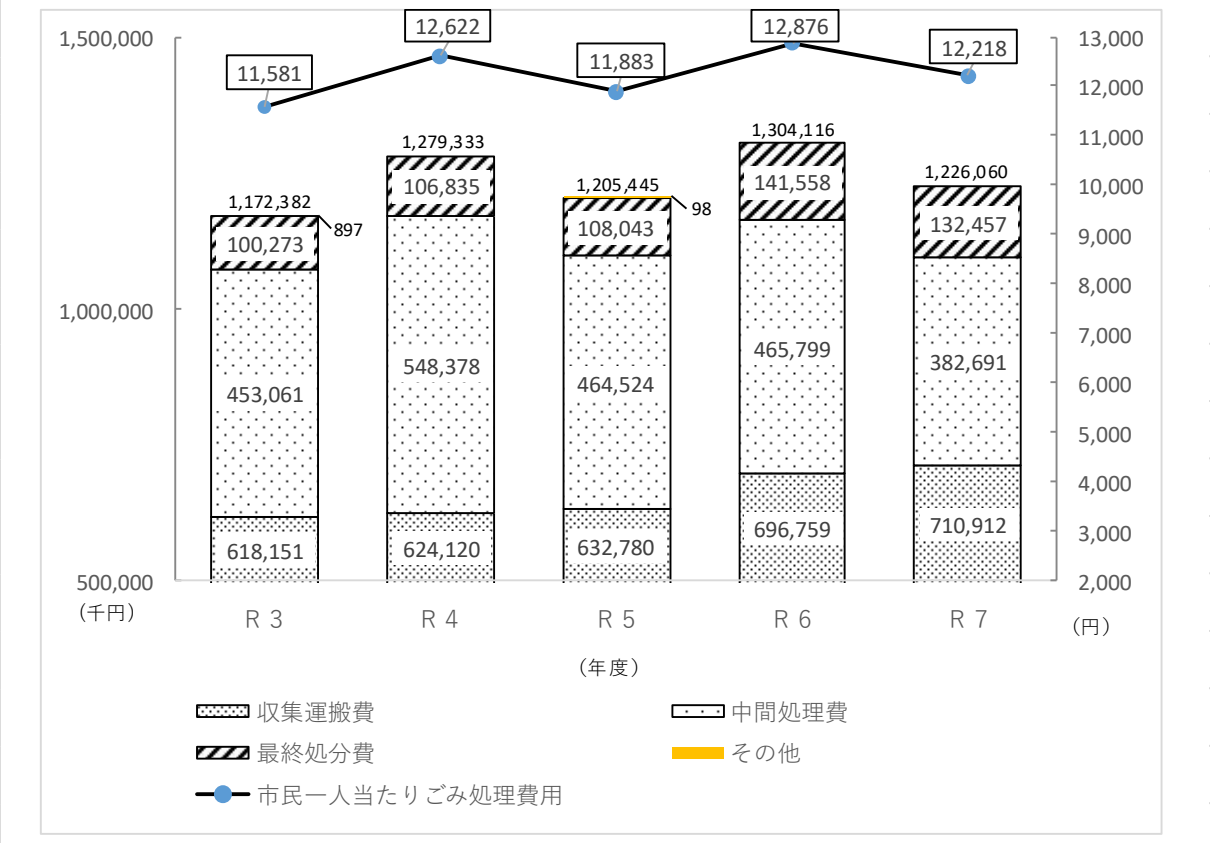



図 2-7　ごみ処理費用の推移

## ９　ごみ処理にかかる環境配慮

近年、ごみの分別やリサイクルの徹底などの施策が浸透した結果、家庭ごみ排出量は減少傾向にあります。この取組の定着を図るとともに、持続可能な社会の形成に向けて、さらなるごみ排出量の削減を推進しています。

資源化の取組として、平成 29 年 11 月からせん定枝の資源化を開始し、令和元年 11 月からは刈草や落ち葉を含めた草木類として対象の範囲を拡大し、令和６年４月からは戸別収集に加えてステーション収集を導入することで資源化量の増加を図りました。収集した草木類は主に堆肥として資源化しています。

また、粗大ごみについても、木質部を抽出してチップ燃料や再生パルプの原料として再資源化を図っているほか、福祉事業者と連携した「小型家電リサイクル事業」を推進しています。使用済み小型家電からレアメタル等の有用金属を回収することで、天然資源の採掘抑制と環境負荷の低減に努めています。

令和８年４月からは容器包装プラスチックに製品プラスチックを加えた「資源プラスチック」の分別収集を開始し、マテリアルリサイクル（材料リサイクル）やケミカルリサイクル（化学リサイクル）を通じて新たな製品に再生しています。

現在、社会全体で持続可能な社会の形成に向けた機運が高まる中、本市では、その実現に向けた重要な柱として「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しました。2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロとを目指すとともに、気候変動に強いまちづくりを推進しています。この目標達成に向け、ごみ処理においても長期的な視点に立ち、さらなる減量化・資源化を推し進めることで、環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組んでいきます。

## 第２節　ごみ処理の課題

平成 27 年 9月に開催された国連サミットにおいて、「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な社会を構築するために国際社会が協調して取り組むべき目標が示されました。国際社会が目標として掲げているビジョンは、「豊かで美しい地球環境が保全された世界」です。そして、このビジョンを実現する上で、ごみの減量や資源の有効利用は重要なテーマとなっています。

本計画に関係するゴールは次の６つです。




### １　目標到達の状況

令和７年度実績値と当初計画の推計値との比較は、表 2-7 に示すとおりで、令和７年度時点で資源化率を除く全ての項目で推計値に到達しています。

なお、資源化率未到達の要因として、新聞・雑誌等の発行・購読量の減少や電子媒体への移行等による古紙収集量の減少、事業者によるプラスチック使用量の削減や製品設計の見直し等、資源循環を取り巻く社会的な変化が考えられます。今後は、品目別の排出量等を検証し、資源化量の確保に努めます。

このような結果や今後のごみ焼却施設維持管理費等の諸課題を踏まえ、さらなるごみの排出抑制・資源化施策を推進する必要があります。

表 2-7　令和７年度実績値と当初計画の推計値との比較

| 年度<br>項目 | Ｒ７年度 | | 当初計画に対する到達度 |
|---|---|---|---|
| | 実績値 | 当初計画の推計値 | |
| 総ごみ排出量(t/年)<br>（原単位(g/人・日)） | 26,934<br>（735） | 29,874<br>（811） | 到達<br>到達 |
| 焼却対象量(総量) (t/年)<br>（原単位(g/人・日)） | 20,706<br>（557） | 22,363<br>（598） | 到達<br>到達 |
| 資源化率(%) | 29.4 | 30.7 | 未到達 |

※1　焼却対象量とは、家庭ごみと事業系ごみの可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等のごみ量
※2　資源化率（%）＝（資源化量／総ごみ排出量）×100
※3　資源化率は、中間処理後の資源化量も含んだ数値

## ２　ごみの排出抑制と焼却処理施設の課題

総ごみ排出量は施策の浸透等により、近年減少傾向となっています。

策定当初の計画では、老朽化が進んでいる伊勢原清掃工場 90ｔ/日焼却施設を令和７年度末までに稼働停止し、はだのクリーンセンター１施設による焼却処理体制への移行を目指すとしていました。しかしながら、ごみの減量が順調に推移し、伊勢原清掃工場 90ｔ/日焼却施設の維持管理に多大な費用が発生していることを踏まえ、本市、秦野市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「環境衛生組合」という。）の３者による再検討を行った結果、伊勢原清掃工場 90ｔ/日焼却施設の稼働停止時期を令和５年度末までに前倒しし、はだのクリーンセンター１施設による焼却処理体制への早期移行を実現しました。

はだのクリーンセンター１施設で安定的に処理できるごみ量を維持するためには、家庭ごみ及び事業系ごみの分別の徹底や、減量化・資源化をさらに促進する必要があります。

また、ごみの減量が計画どおり進まなかった場合、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進する観点から、家庭ごみの有料化導入に向けた検討を進める必要があるとしていました。しかしながら、家庭ごみは順調に減量が図られていることから、はだのクリーンセンター１施設での安定的な処理を確保することを目的としての家庭ごみの有料化に向けた検討は見送るものとしました。ただし、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制等の観点や、今後の情勢によっては、改めて有料化に向けた検討が必要となる場合もあります。

## ３　社会的動向からみた課題

- ○　ＡＩやＩｏＴ、自動化技術等の新たな環境技術やＤＸが進展する中、ごみ処理システムの効率化や資源化の高度化に向け、技術の成熟度や費用対効果等、さらには脱炭素への貢献度を考慮した戦略的な検討が必要です。
- ○　気候変動対策が喫緊の課題となる中、単なるリサイクルにとどまらず、製品の長寿命化やシェアリング等を含めたサーキュラエコノミー（循環経済）への転換や、天然資源の消費抑制及び環境負荷の低減に向け、事業者、市民、行政が連携した循環型社会の構築が求められています。
- ○　ライフスタイルや価値観の多様化等が進む中、地域コミュニティの希薄化による、収集場所に係るごみの排出ルールや適正管理に関する問題が散見されています。デジタルツールを活用した分かりやすい情報発信や多言語対応など多様な市民が主体的に参加できる環境づくりが求められています。
- ○　高齢者の単身世帯の増加や、要介護・要支援者の増加等に伴い、ごみ出しに課題を抱える事例が生じており、ごみ出しへの支援（「家庭ごみふれあい収集」）のさらなる充実や地域福祉と連携した見守り機能の強化が求められています。
- ○　激甚化する自然災害を踏まえ、大規模災害発生時においてもごみ等の収集業務を継続し、膨大な災害廃棄物を迅速かつ適切に処理できる体制の整備が急務です。平時からの広域連携や仮置き場の確保など地域防災力と一体となったインフラ整備が求められています。
- ○　地域の特性や資源の性質に応じた最適な循環の形成が求められる中、処理施設など環境負荷低減への配慮が不可欠です。自然環境の保全と両立しながら継続可能な地域資源循環社会の確立が求められています。
- ○　依然として多量に発生する食品ロスについて、発生抑制の普及啓発はもとより発生した食品廃棄物についても堆肥化やエネルギー化等による資源循環を推進し、循環

型社会の形成に向けた新たな取組が求められています。

○　海洋プラスチック及び気候変動に関する問題や、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっています。「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえ、製品設計から排出、再資源化に至るまで、包括的な資源循環体制の強化が求められています。

○　モバイルバッテリーや加熱式たばこ等に使用されるリチウムイオン電池等の不適切な排出による収集車両や処理施設での発火事故が全国的に急増しています。重大な事故を未然に防ぐため、排出ルールの強化と小型充電式電池の適正な排出方法の周知徹底が求められています。

## ４　処理体制上の課題

○　市民のリサイクル意識の高まりやサーキュラエコノミー（循環経済）への移行という潮流を捉え、効率的かつ継続可能な、資源の収集・処理体制の再構築が求められています。

○　二市組合、秦野市との連携をより一層深め、将来的な人口減少や施設老朽化等に対応した効率的かつ安定的な広域処理体制の維持・強化が必要です。

○　焼却処理をはだのクリーンセンター１施設体制に移行したことを契機に、さらなる分別徹底による、一層の排出抑制と資源化の拡大により、循環型社会の実現に向けた排出抑制策を推進する必要があります。

○　大規模災害発生時においても公衆衛生の保持と早期復旧を可能とするため、退職に伴う技能労務職員欠員の補充を計画的に行い、機動的な収集体制の構築が必要です。

○　プラスチック資源循環促進法を踏まえ、資源プラスチックの一括回収、再商品化を進めるに当たり、現在、行っている指定法人（容リ協）への委託方式と、市が主体となって国から再商品化計画の認定を受け、再商品化実施者と連携して再商品化を行う方式の双方を比較検討します。今後は、費用対効果、事業継続性の観点から慎重に評価し、本市にとって最適な再商品化スキームを確立する必要があります。

○　人手不足や労働環境の変化に対応するため、収集作業の負担軽減に資する車両・機器の検討や、将来にわたり収集運搬業務を安定的に委託できる環境整備が求められています。

## 第３節　ごみ処理行政の動向

### １　国及び県の目標

#### （１）国の目標

国は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和７年２月）及び「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和６年８月）中で、廃棄物の減量化について表 2-8 のとおり施策目標を定めています。

なお、表中の数値は、令和７年度時点における本市の実績値です。最終処分量の削減率については、焼却灰の資源化を促進したことにより国の目標値を大きく上回る削減率となっています。

表 2-8　国の施策における目標値

| 区分 | 基準年度 | 目標年度 | 目標値 | 出展 | 伊勢原市 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総排出量の削減率 | 令和4年度 | 令和12年度 | 9%削減 | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | 8%削減（R7） |
| 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量の削減率（資源物含まず） | ― | 令和12年度 | 約478g | | 448g（R7） |
| 一般廃棄物の出口側循環利用率 | ― | 令和12年度 | 約26% | | 約29%（R7） |
| 最終処分量の削減率 | 令和4年度 | 令和12年度 | 約5%削減 | | 約71%削減（R7） |

#### （２）県の目標

神奈川県は、廃棄物施策を推進するため、平成 13 年度に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しましたが、循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため「神奈川県循環型社会づくり計画」と名称を変更し、平成 24 年３月に策定したのち、平成 29 年３月及び令和６年３月に改定しました。この中で、「廃棄物ゼロ社会」を目指し、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量について、表 2-9 のとおり目標を定めています。

表 2-9　神奈川県循環型社会づくり計画における目標値

（単位：千 t）

| | 2019(R1)年度 | | 2030(R12)年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実績（基準） | | 将来推計 | | 将来推計(計画実施後) | |
| 排出量 | 2,857 | ― | 2,684 | ― | 2,678 | ― |
| 再生利用量 | 690 | 24% | 647 | 24% | 750 | 28% |
| 減量化量 | 1,930 | 68% | 1,815 | 68% | 1,714 | 64% |
| 最終処分量 | 236 | 8% | 223 | 8% | 214 | 8% |

## ２　個別施策

### （１）国の施策

国では、循環型社会の構築を目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づいた「循環型社会形成推進基本計画」を平成 15 年３月に定め、各種施策を推進しています。令和６年８月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、国において、次の取組を実践することとしています。

①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

### （２）県の施策

神奈川県では「神奈川県循環型社会づくり計画（令和６年３月改定）」において、廃棄物の削減、循環型社会構築のための施策事業を推進しています。

施策事業の概要は、表 2-10 に示すとおりです。

表 2-10　神奈川県循環型社会づくり計画の施策事業（令和 6 年度の実施内容）

| 大柱 | 中柱 | 小柱 | 概要 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ 資源循環の推進 | 1 排出抑制、再使用の促進 | (1)県民のﾗｲﾌｽﾀｲﾙ変革の促進 | 適量の購入や繰り返し使用できる商品やﾊﾞｲｵﾏｽﾌﾟﾗｽﾁｯｸ等環境に配慮した商品の選択、再利用できるものの他者への譲渡など、県民一人ひとりができるだけごみを出さない生活を心がけ実践するよう、SNS 等の様々な媒体を活用して啓発活動等を推進し、ﾗｲﾌｽﾀｲﾙの変革を促進します。 |
| | | (2)事業者の取組の推進 | 事業活動に伴い発生する廃棄物の排出を抑制するため、原材料の選択や輸送工程等の工夫、取引慣行の改善、有価物としての他者への譲渡による有効利用に努めるなど、ｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝ全体を通じて廃棄物の排出をできる限り減らす取組を推進します。また、建物の長寿命化による建設廃棄物の排出抑制を推進します。 |
| | | (3)市町村と連携した取組の推進 | 市町村の施策検討に役立つ基礎的な情報の提供や市町村が行う取組を県においても普及啓発するなどの支援を通じ、市町村と連携した排出抑制及び再使用の取組を推進します。 |
| | | (4)広域的な取組の推進 | 広域的に対応すべき課題に対しては、他の都県市と連携・協調して取組を推進します。 |
| | 2 再生利用等の推進 | (1)質の高いﾘｻｲｸﾙの推進 | 再使用できずに廃棄物となったものは、繰り返し再生利用が可能な素材へのﾘｻｲｸﾙなど、より質の高いﾘｻｲｸﾙによる資源の循環的な利用を推進します。また、ﾘｻｲｸﾙが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりｴﾈﾙｷﾞｰとして有効利用します。 |
| | | (2)上下水道汚泥の再生利用の推進 | 高い排出割合を占める上下水道の過程で発生する汚泥について、減量化や再生利用の取組を推進します。 |
| | | (3)建設廃棄物のﾘｻｲｸﾙの推進 | 今後も高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物については、建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律に基づく分別解体や再資源化等について周知や指導を行うことにより、適正なﾘｻｲｸﾙを推進します。 |
| | | (4)各種ﾘｻｲｸﾙ制度の推進 | 各種ﾘｻｲｸﾙ制度が円滑に実施されるよう、市町村や関係機関と連携を図りながら制度の普及啓発や指導等を行います。 |
| | 3 環境教育・学習及び人材育成の推進等 | (1)環境教育・学習の推進 | 循環型社会の形成を担う人材を育成するため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進します。 |
| | | (2)排出事業者・処理業者における人材育成の推進 | 優良産業廃棄物処理業者認定制度の適切な適用、関係団体と連携して処理業者や排出事業者を対象とした講習会等の開催を通じて、排出事業者及び処理業者における人材の育成を推進します。 |
| | | (3)環境関連技術の研究、開発の推進 | 適正処理技術等の環境関連技術に関する研究や環境中に流出したﾌﾟﾗｽﾁｯｸの実態調査などを推進します。 |
| Ⅱ 適正処理の推進 | 1 廃棄物の適正処理の推進 | (1)一般廃棄物の適正処理の推進 | 一般廃棄物処理施設の準備、維持運営の支援などにより一般廃棄物の適正処理を推進します。また、将来にわたって一般廃棄物の適正な処理を確保するため、市町村と連携した広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めます。 |
| | | (2)産業廃棄物の適正処理の推進 | 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者への適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して優良な産業廃棄物処理業者を育成・支援します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | (3)PCB 廃棄物の確実な処理 | 県 PCB 廃棄物処理計画に基づき、PCB 廃棄物等の処分期間内の処理を確実に完了します。 |
| | | (4)有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進 | ｱｽﾍﾞｽﾄ等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ対策等により休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体･撤去を促進します。 |
| | ２ 不法投棄･不適正保管の未然防止対策の推進 | (1)不法投棄を許さない地域環境づくり | 不法投棄を許さない地域環境づくりを目指して、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、関係団体等と連携･協力した取組や監視活動を行います。 |
| | | (2)産業廃棄物の不適正処理対策の推進 | 今後も高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。 |
| | | (3)不法投棄の原状回復に向けた取組 | 不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。 |
| | ３ ｸﾘｰﾝ活動の推進 | (1)県民、市町村、事業者等と連携したｸﾘｰﾝ活動の推進 | 県土の環境美化と海洋ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ問題の解決に向け、県民、市町村、事業者等と連携したｸﾘｰﾝ活動を連携することで、散乱ごみの回収を進めるとともに、県民の環境意識の醸成やﾎﾟｲ捨てを許さない地域環境づくりを進めます。 |
| | | (2)情報提供の充実等による普及啓発 | ｸﾘｰﾝ活動に参加する県民等が一人でも増えるよう、様々な媒体を活用した情報提供を図るほか、海岸などの利用者に対しては、ごみの持ち帰りを啓発します。 |
| Ⅲ 災害廃棄物対策 | 大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正処理と循環的利用を確保した上で、市町村や関係機関と連携し、円滑･迅速な処理を行います。 | | |

# 第３章　人口とごみ量の将来予測

## 第１節　人口の予測

本市の人口は、令和７年 10 月１日現在で 100,352 人となっています。

また、本計画における将来人口推計では、総人口は本計画の最終目標年度である令和 13 年度には 97,698 人となり、令和７年度の 100,352 人より約 3,000 人（△約 3%）減少すると予測されます。

人口の実績及び将来推計人口は、表 3-1 及び図 3-1 に示すとおりです。

表 3-1　将来推計人口

| 本計画の人口推計値(人) | （実績） | | （推計） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | R6 | R７ | R８ | R13 | R17 |
| | 101,284 | 100,352 | 99,945 | 97,698 | 95,353 |
| 策定当初計画の人口推計値(人) | （推計） | | | | |
| | R6 | R７ | R８ | R13 | |
| | 101,191 | 100,938 | 100,531 | 98,284 | |

※本計画の人口推計値は、「令和 2 年度伊勢原市次期総合計画策定基礎調査における将来推計人口結果」を参考に推計している。

※当初計画の平成 28 年度以降の推計値については、次の方法により設定した。

①平成 27 年度実績値と「国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成 25 年 3 月公表）」との差分を算出した。

②上記①の差分を「国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成 25 年 3 月公表）」令和 2、令和 7、令和 12、令和 17 年度人口にそれぞれ加算し、間の年度は直線的に推移するものとして算出した。

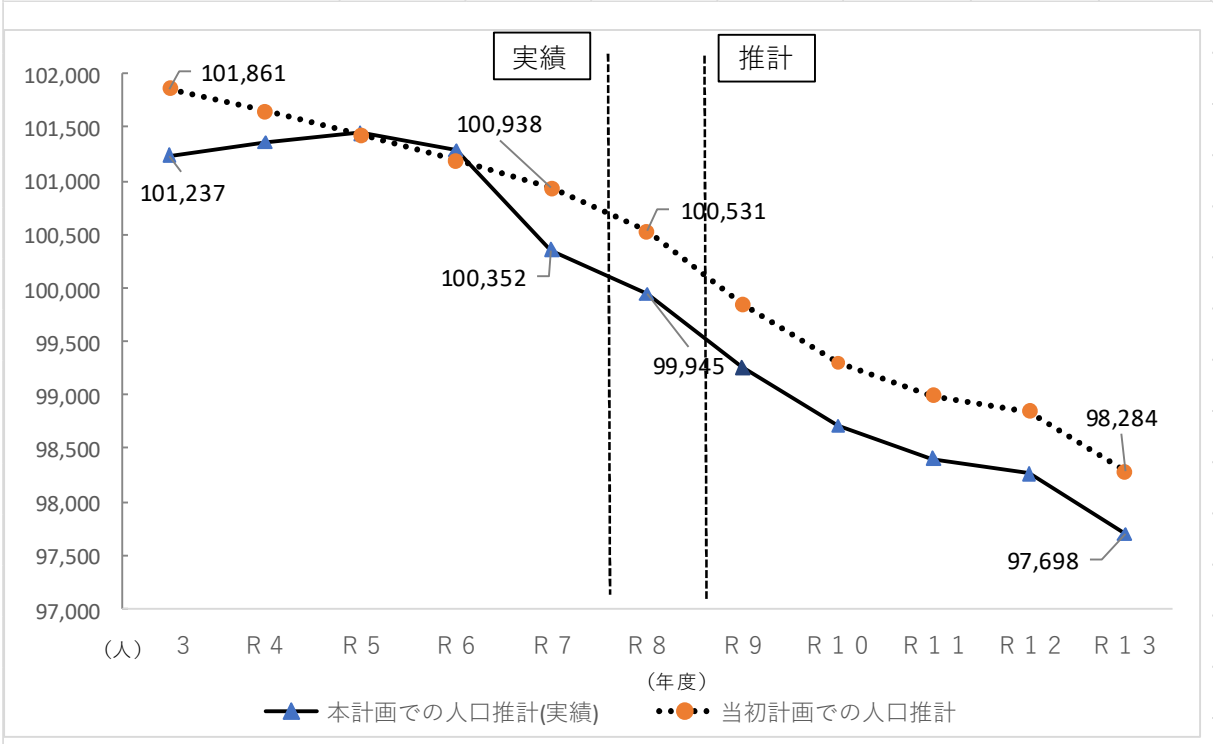



図 3-1　将来推計人口

## 第２節　ごみ量の予測

ごみ量の予測は、ごみの品目ごとの排出量を、ごみ減量化・資源化の施策や人口の変化を考慮した上で推計しました。それぞれの収集区分ごとの将来ごみ量の推計結果は表 3-2、図 3-2 及び図 3-3 に示すとおりです。

今後、資源化率は、分別の徹底や焼却灰の資源化を推進することで上昇を見込んでいます。また、人口減少が想定されるため、総ごみ排出量についての減量を見込んでいます。

**表 3-2　ごみ量の予測**

| 区分＼年度 | | | | 実績 | | 推計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | R6 | R7 | R8 | R13 | R17 |
| 家庭ごみ | 計画収集量 | ① | (t/年) | 22,212 | 21,643 | 21,349 | 19,890 | 18,896 |
| | 燃やすごみ | ② | (t/年) | 15,711 | 15,150 | 14,812 | 13,599 | 12,812 |
| | 不燃物 | | (t/年) | 472 | 460 | 457 | 448 | 437 |
| | 粗大ごみ | | (t/年) | 486 | 461 | 445 | 426 | 412 |
| | 資源 | ③ | (t/年) | 5,543 | 5,572 | 5,635 | 5,418 | 5,235 |
| | 自己搬入ごみ | ④ | (t/年) | 387 | 391 | 383 | 353 | 334 |
| | 燃やすごみ | ⑤ | (t/年) | 359 | 361 | 353 | 324 | 305 |
| | 不燃物 | | (t/年) | 28 | 30 | 30 | 29 | 29 |
| | 集団資源回収 | ⑥ | (t/年) | 9 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 家庭ごみ計 | ⑦=①+④+⑥ | (t/年) | 22,608 | 22,036 | 21,734 | 20,245 | 19,232 |
| 事業系ごみ | 事業系ごみ | ⑧ | (t/年) | 4,909 | 4,898 | 4,901 | 4,974 | 5,012 |
| | 増減率 | | (%) | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 1.6 | 2.3 |
| | 増減量 | | (t/年) | 11 | 0 | 3 | 76 | 114 |
| 可燃ごみ排出量 | | ⑨=②+⑤+⑧ | (t/年) | 20,979 | 20,409 | 20,066 | 18,897 | 18,129 |
| 総量 | 総ごみ排出量 | ⑩=⑦+⑧ | (t/年) | 27,517 | 26,934 | 26,635 | 25,219 | 24,244 |
| | ごみ排出量(資源除く) | ⑪=⑩−(③+⑥) | (t/年) | 21,965 | 21,360 | 20,998 | 19,799 | 19,007 |
| | 増減率 | | (%) | 2.8 | 0.0 | △ 1.7 | △ 7.3 | △ 11.0 |
| 原単位 | 総ごみ排出量 | ⑫=⑩/㉑/年間日数*10の6乗 | (g/人日) | 744 | 735 | 730 | 705 | 695 |
| | 家庭ごみ排出量 | ⑬=⑦/㉑/年間日数*10の6乗 | (g/人日) | 612 | 602 | 596 | 566 | 551 |
| | 可燃ごみ排出量 | ⑭=⑨/㉑/年間日数*10の6乗 | (g/人日) | 567 | 557 | 550 | 528 | 519 |
| | ごみ排出量(資源除く) | ⑮=⑪/㉑/年間日数*10の6乗 | (g/人日) | 594 | 583 | 576 | 554 | 545 |
| | 増減率 | | (%) | 1.9 | 0.0 | △ 1.3 | △5.1 | △ 6.6 |
| | 増減量 | | (g/人日) | 11 | 0 | △ 7 | △ 29 | △38 |
| 総資源化量 | | ⑯=③+⑥ | (t/年) | 5,552 | 5,574 | 5,637 | 5,420 | 5,237 |
| 中間処理後資源化量 | | ⑰ | (t/年) | 2,199 | 2,345 | 2,305 | 2,183 | 2,100 |
| 総資源化量(中間処理後含む) | | ⑱=⑯+⑰ | (t/年) | 7,751 | 7,919 | 7,942 | 7,603 | 7,337 |
| 資源化率 | | ⑲=⑯/⑩*100 | (%) | 20.2 | 20.7 | 21.2 | 21.5 | 21.6 |
| 資源化率(中間処理後含む) | | ⑳=⑱/⑩*100 | (%) | 28.2 | 29.4 | 29.8 | 30.1 | 30.3 |
| 人口 | | ㉑ | (人) | 101,284 | 100,352 | 99,945 | 97,698 | 95,353 |

※1 総資源化量(中間処理後含む)＝資源＋施設による資源化量（焼却灰・回収鉄・非鉄類）

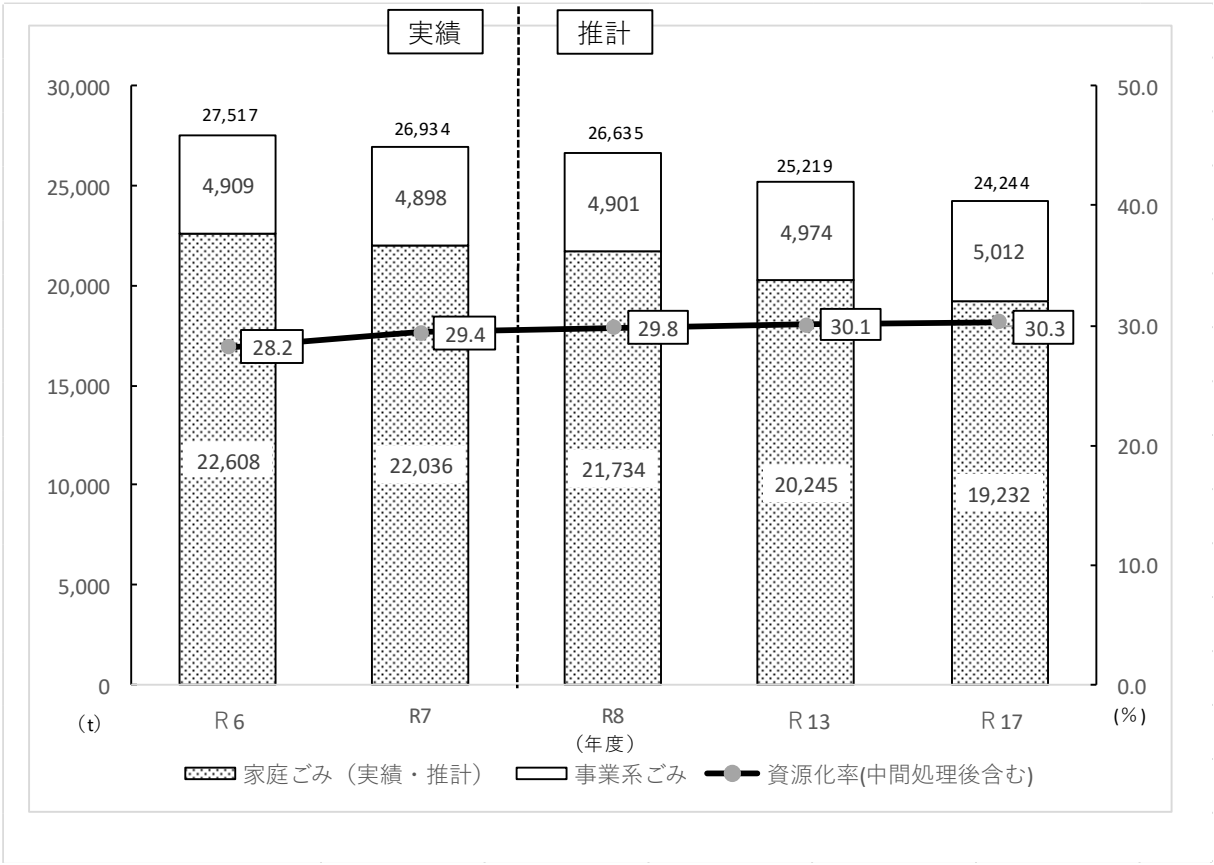



図 3-2　総ごみ排出量の予測

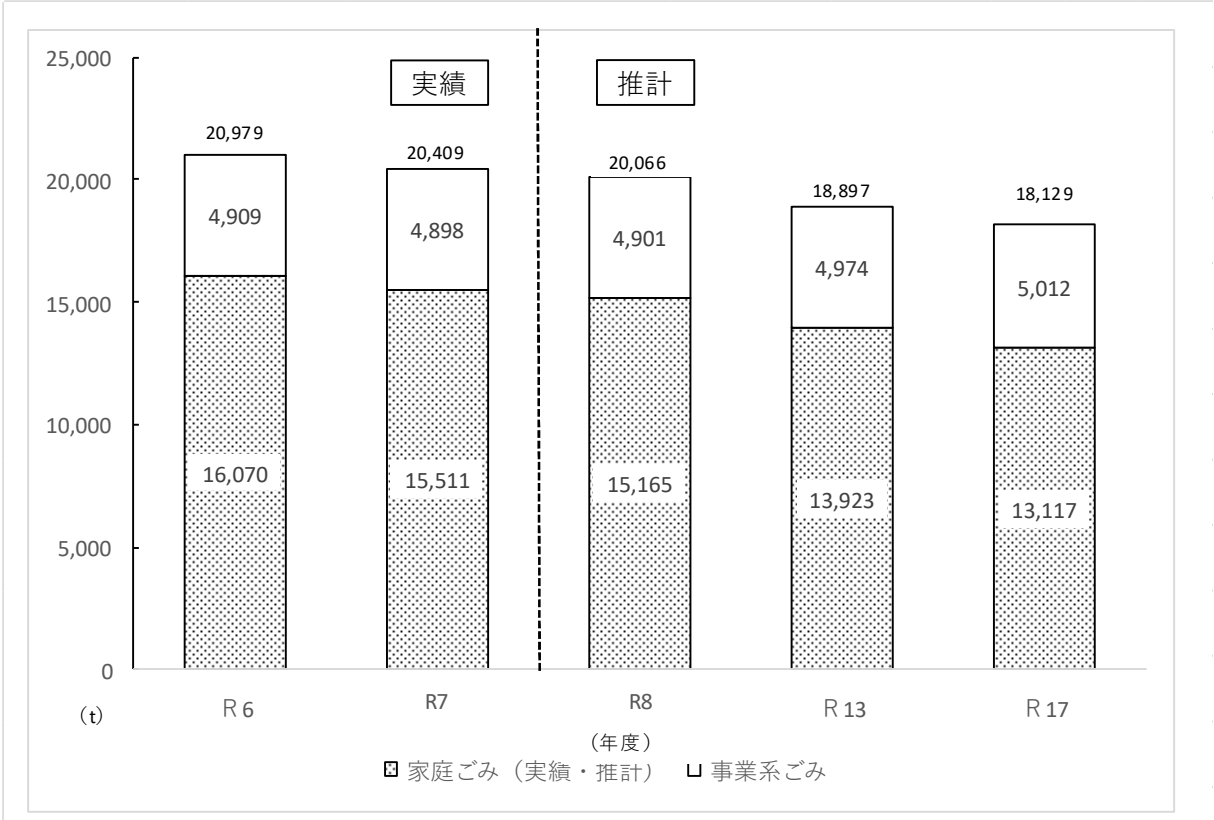



図 3-3　可燃ごみ排出量の予測

# 第４章　ごみ処理の基本方針

## 第１節　基本理念

### “循環型社会の実現”

近年、世界的な天然資源の枯渇や温暖化をはじめとする気候変動の深刻化、さらには大規模災害への備えなど、環境・社会を取り巻く課題は、かつてないスピードで複雑化しています。廃棄物処理やリサイクルは、単なるごみの適正処理の段階から資源を循環させ続けるサーキュラエコノミー（循環経済）への転換が強く求められています。

策定当初の計画では、市民、事業者及び行政が協働し、省資源・省エネルギーの推進や、低炭素社会の実現を目指した「循環型社会」の構築に努めてきました。前改定以降、脱炭素社会の実現に向けた国際的な潮流は加速し、プラスチック資源循環の促進や使い捨て型の消費行動から脱却した持続可能なライフスタイルへの転換が急務となっています。

今後は、SDGｓ（持続可能な開発目標）の理念を基盤としつつ、2050 年カーボンニュートラルの実現を見据え、資源の有効活用と環境負荷の低減を高い次元で両立させることが不可欠です。

このため、地域資源を最大限に循環させ、次世代に、豊かな環境を引き継ぐ「循環型社会」の構築を目指します。あわせて、市民・事業者・行政が一体となって「環境価値」を創造する持続可能な、まちづくりを推進していきます。

## 第２節　基本方針

目標達成のための基本方針は、次のとおりとします。

### 方針１　市民、事業者及び行政における協働体制の推進と役割の明確化

ごみの発生におけるさまざまな段階において、それぞれの役割を理解・自覚することでごみの排出抑制を推進します。

### 方針２　市民、事業者のごみの排出抑制とリサイクル活動の促進

市民、事業者のごみの排出抑制とリサイクル活動を促進するため、ごみ処理に関する啓発活動と、新たな仕組み作りに取り組んでいきます。

### 方針３　ごみの資源化を推進

現在、実施している草木類や木質系粗大ごみの資源化への取組を強化します。

### 方針４　経済的、効率的なごみ処理の推進

ごみに関する市民活動団体や民間事業者の知識、技術、ネットワークを最大限活用して、経済的、効率的なごみ処理を推進します。また、新たな分別収集を開始した資源プラスチックの再資源化について、効率的かつ費用対効果の高い手法について検討を行います。

### 方針５　回収できない廃棄物の適正な処理・処分の推進

市では処理できない廃棄物、特に発火事故が課題となっているリチウムイオン電池の小型充電式電池の対応を明確にし、適正な処理・処分を推進します。

### 方針６　周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備

環境衛生組合による広域処理体制において、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び栗原最終処分場の周辺環境に配慮し、循環型社会に対応した安全で安心な施設運営を行います。

### 方針７　環境学習への取組

身近にあるごみ問題を通じ、正しい分別方法やリサイクルの大切さなどを学習する場を提供することで、自分たちのくらしや将来の地球環境について考え、行動できる人の育成につなげられる環境学習への取組を推進します。

## 第３節　市民・事業者・行政の役割

循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政の三者がごみの減量化・資源化に協働して取り組み、相乗効果を上げていくことが必要です。

ごみ処理に係る市民・事業者・行政の役割を図 4-1 に示します。

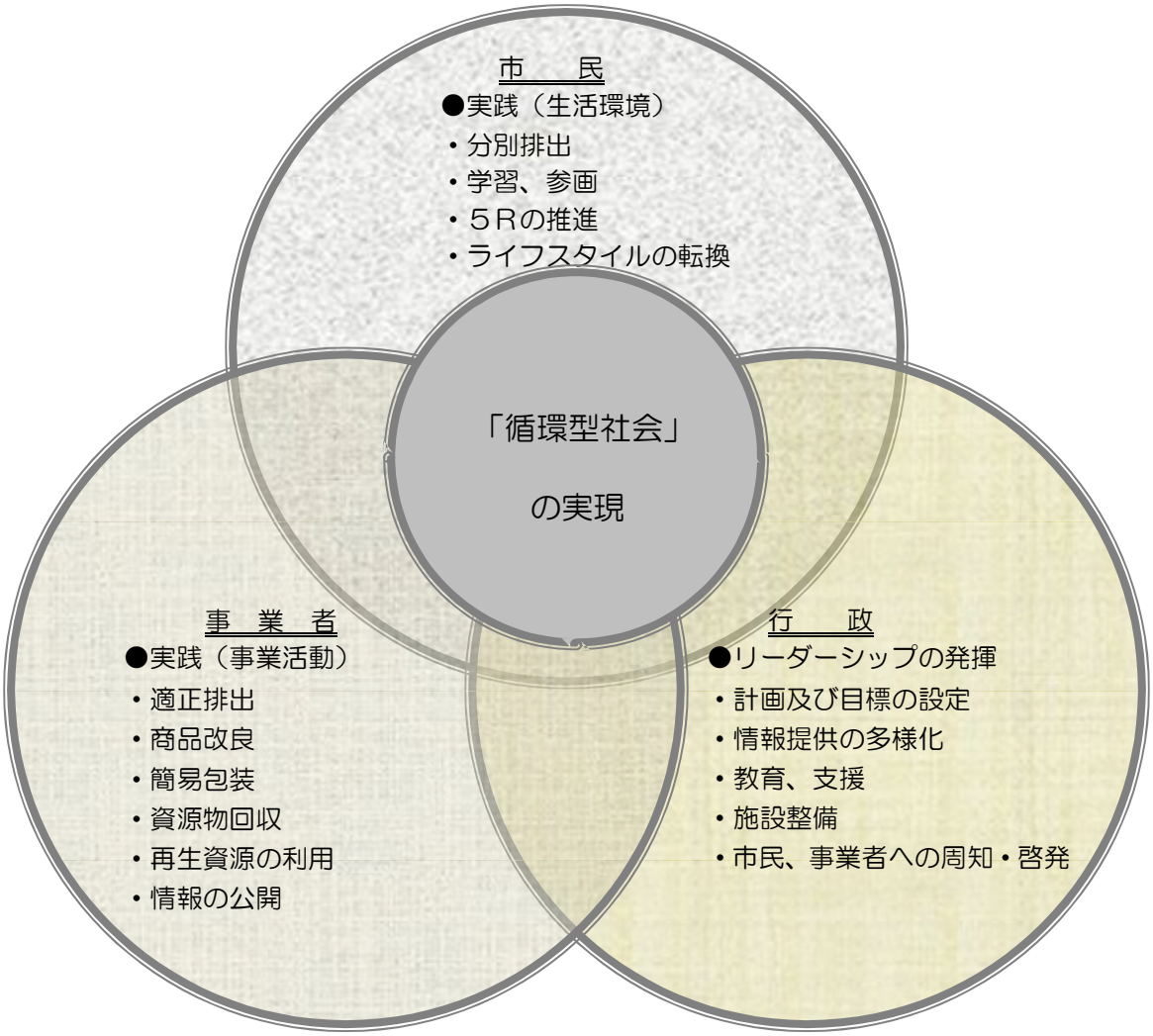



図 4-1　ごみ処理に係る市民・事業者・行政の役割

## 第４節　数値目標

本計画の数値目標は、表 4-1 に示すとおりです。

本計画の目標値は、将来の人口減少に伴う自然減を見込むとともに、ライフスタイルの変化による排出増の要因をしっかりと抑え込み、これまでの減量成果や現在の排出水準を確実に死守・維持していくという前提のもと、推計値と同一の値として設定しています。

今後もこれら数値目標の達成を目指し、計画的かつ効率的に、ごみの減量化・資源化を推進するため、施策を展開していきます。

表 4-1　数値目標

| 項目 | | 実績 | 数値目標 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 中間目標 | 最終目標 |
| | 年度 | R7 | R8 | R13 |
| 総ごみ排出量 | (t/年) | 26,934 | 26,635 | 25,219 |
| （総ごみ排出量原単位） | (g/人･日) | （735） | （730） | （705） |
| 可燃ごみ排出量 | (t/年) | 20,409 | 20,066 | 18,897 |
| （可燃ごみ排出量原単位） | (g/人･日) | （557） | （550） | （528） |
| 資源化率 | (%) | 29.4 | 29.8 | 30.1 |

※1 総ごみ排出量　：家庭から出る燃やすごみ・資源物・不燃ごみ・粗大ごみ、集団資源回収及び事業系ごみの合計

※2 総ごみ排出量原単位　：総ごみ排出量に対し、市民 1 人が 1 日当たりに排出するごみの量

※3 可燃ごみ排出量　：家庭から出る燃やすごみ量と事業系ごみ量の合計

※4 可燃ごみ排出量原単位：可燃ごみ排出量に対し、市民 1 人が 1 日当たりに排出するごみの量

※5 資源化率　：総ごみ排出量のうち、中間処理後の資源化量も含んで資源化した量の割合
（資源化量/総ごみ排出量）×100（%）

## 第５節　施策体系

本計画の施策体系を図 4-2 に示します。

| 基本理念 | 基本方針 | 主要施策と基本目標 | 主な取組 |
|---|---|---|---|
| 循環型社会の実現 | ■方針１<br>市民、事業者及び行政における協働体制の推進と役割の明確化 | | |
| | ■方針２<br>市民、事業者のごみの排出抑制とリサイクル活動の促進 | Ⅰ　排出抑制・資源化施策 | |
| | ■方針３<br>ごみの資源化を推進 | １　意識の啓発と実践活動の展開<br>市民・事業者の意識の高揚を図り、理解と協力求めていきます | ア　市民への啓発推進<br>（ア）ごみ出しルールの徹底（イ）効果的な啓発媒体の活用（ウ）環境教育・生涯学習の推進（エ）食品ロス削減の推進（オ）地域環境保全の推進 |
| | | | イ　事業者への啓発促進<br>（ア）多量排出事業者に対する指導（イ）分別収集の促進（ウ）展開検査の強化<br>（エ）食品ロスの削減に向けた取組促進 |
| | | ２　家庭ごみの排出抑制<br>５Ｒのライフスタイルを推進し、家庭ごみの排出を抑制していきます | ア　ごみを出さないライフスタイルへの転換　イ　生ごみの減量促進<br>ウ　店頭回収の促進　エ　ごみの有料化制度導入の検討<br>オ　粗大ごみ処理手数料の見直しの検討　カ　フードドライブによる食品ロスの削減 |
| | ■方針４<br>経済的、効率的なごみ処理の推進 | ３　事業系ごみの排出抑制<br>事業者責務を明確化し、事業者の自己責任において循環型社会の５Ｒを推進するよう働きかけをします | ア　事業者への指導強化　イ　許可業者への指導強化<br>ウ　事業系ごみの収集手法の見直し |
| | ■方針５<br>回収できない廃棄物の適正な処理・処分の推進 | ４　ごみの資源化<br>資源の循環を目指したリサイクルを推進し、資源化の向上に努めます | ア　資源分別の促進　イ　資源化事業の推進継続 |
| | ■方針６<br>周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備 | Ⅱ　収集運搬施策 | |
| | | １　収集場所<br>地域性を考慮した適正な収集場所の配置と管理手法の確立を図ります | ア　収集場所の配置改善と統一　イ　収集場所の管理体制強化<br>ウ　危険な収集場所の改善　エ　戸別収集の導入の検討 |
| | | ２　収集運搬体制<br>収集業務の効率化とコストの縮減を図るとともに、社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を整備、推進していきます | ア　収集運搬体制の整備<br>（ア）効率的な収集運搬の推進（イ）民間事業者との連携強化<br>（ウ）許可業者への指導強化（エ）次世代自動車の導入推進 |
| | | | イ　高齢者・障がい者への対応<br>（ア）家庭ごみふれあい収集の拡充 |
| | ■方針７<br>環境学習への取組 | Ⅲ　中間処理施設 | |
| | | １　焼却施設<br>環境衛生組合における適正処理を推進するとともに、循環型社会に対応したごみ処理施設の整備・運営を進めていきます | ア　安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制の確保 |
| | | ２　不燃・粗大ごみ処理施設<br>環境衛生組合における適正な維持管理を推進するとともに、ごみ量等の変化に対応した施設整備を検討していきます | ア　不燃・粗大ごみ処理施設整備の検討<br>イ　安全・安心で安定した不燃・粗大ごみ処理体制の確保 |
| | | ３　資源化施設<br>資源化をさらに推進するため、資源化施設の適正な維持管理及び環境教育の拠点整備を進めていきます | ア　資源リサイクルセンターの適正な維持管理<br>イ　リサイクル活動や環境教育の拠点等整備<br>ウ　安全・安心な施設運営に向けた事故防止対策の強化 |
| | | Ⅳ　最終処分施策<br>環境衛生組合における適正な処理・処分を推進していきます | ア　跡地利用の検討 |
| | | Ⅴ　その他の施策 | |
| | | １　ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止<br>ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するための対策を講じていきます | ア　不法投棄への対応<br>（ア）不法投棄情報の収集（イ）不法投棄防止活動の推進<br>（ウ）不法投棄ごみ対応体制の整備（エ）不法投棄パトロールの実施 |
| | | | イ　ポイ捨て等への対応<br>（ア）啓発活動の推進（イ）いせはらクリーンデーや駅前の環境美化の推進<br>（ウ）衛生委員によるポイ捨てパトロール等の実施 |
| | | ２　大規模災害への対応<br>大規模災害時に迅速な対応が図られるよう災害廃棄物処理体制を整備します | ア　災害廃棄物等処理計画や関連マニュアルの整備<br>イ　災害廃棄物処理体制の整備 |
| | | ３　野焼きへの対応<br>野焼き禁止の啓発と指導を徹底していきます | ア　野焼き禁止の周知徹底<br>イ　適切な指導の実施 |
| | | ４　適正処理困難物等への対応<br>排出禁止物に関する対策を講じていきます | ア　排出禁止物の周知　イ　特定の排出禁止物への対応<br>ウ　小型充電式電池の適正排出の促進 |
| | | ５　気候変動への対応<br>カーボンニュートラルに向けた対策を講じていきます | ア　収集運搬車両への次世代自動車の導入<br>イ　はだのクリーンセンターでのサーマルリサイクルによる二酸化炭素削減 |
| | | ６　関係機関との連携<br>関係機関との相互協力や情報交換に努め、連携を図っていきます | ア　関係機関等との連携強化 |

| 数値目標 | |
|---|---|
| ○最終目標年度 | |
| ●総ごみ排出量 | |
| ・現状(令和7年度) | ：26,934t/年 |
| ・中間目標(令和８年度) | ：26,635t/年 |
| ・最終目標(令和１３年度) | ：25,219t/年 |
| ●可燃ごみ排出量 | |
| ・現状(令和7年度) | ：20,409t/年 |
| ・中間目標(令和８年度) | ：20,066t/年 |
| ・最終目標(令和１３年度) | ：18,897t/年 |
| ●資源化率 | |
| ・現状(令和7年度) | 29.4% |
| ・中間目標(令和８年度) | 29.8% |
| ・最終目標(令和１３年度) | 30.1% |
| ※１：資源化率=資源化量/ごみ排出量*100 | |
| 資源化量=資源+施設による資源化量<br>（焼却灰・回収鉄・非鉄類） | |

図 4-2　施策体系

# 第５章　主要施策

## 第１節　排出抑制・資源化施策

ごみ排出段階での市民及び事業者に対する排出抑制・資源化について、基本的な方針及び具体的な施策を示します。

### １　意識の啓発と実践活動の展開

**〇基本目標**

**市民・事業者の意識の高揚を図り、理解と協力を求めていきます**

（１）現状と課題

ア　家庭ごみ

〇　「いせはら分別ガイド」や「ごみと資源収集カレンダー」の配布により周知を図っていますが、燃やすごみへの資源物混入が依然として課題となっています。ごみの減量化・資源化の推進には、適切な分別の徹底が不可欠であるため、引き続き、ルールやマナーの遵守に向けた意識啓発に努めるとともに、既存の資源回収拠点についても効果的な広報を実施するなど、市民が日常的に資源回収へ参加しやすい環境の構築を図る必要があります。

〇　市の広報紙やホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス。以下略）等の多様な媒体を活用し、情報を発信することが必要です。

〇　「市政出前ミーティング」などの機会を通じて、ごみ処理や減量化・資源化に関する取組について説明しています。ごみの問題を、環境教育や生涯学習の一環として捉え、さらなる意識の向上に取り組む必要があります。

〇　多くの市民が訪れるリサイクル展では、ごみの減量化・資源化に関するパネル展示などの意識啓発を行うとともに、シルバー人材センターが修理した再生家具などを販売しています。この取組は、市民への啓発効果が高いことから、随時、環境教育や展示などができる機会を確保する必要があります。

〇　家庭ごみの大半を占める燃やすごみのうち、約 31％が生ごみであり、その中には未開封食品も見受けられるため、フードドライブの実施や 3010 運動※1 の啓発を通じ、食品ロス削減に取り組む必要があります。

※１　3010 運動：宴会開始 30 分は料理を味わい、終了前 10 分は料理を残さず食べきろうという運動のこと。

〇　小型充電式電池の不適切な排出が原因の収集車両や収集施設での発火事故が増えています。重大な事故を未然に防ぐため適正な排出方法を周知徹底する必要があります。

イ　事業系ごみ

○　事業系ごみは伊勢原市一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）等を利用し、事業者自らの責任により処理することとなっています。しかし、家庭ごみと同様に地域の収集場所へ出されることがあるため、事業者に直接指導を実施し、適切な排出を促進する必要があります。

○　許可業者が収集した燃やすごみの中には、段ボール等の資源物や廃プラスチックなどの産業廃棄物の混入が見受けられます。そのため、展開検査や組成分析調査を行い、事業者等への分別排出を促進する必要があります。

○　小売・飲食店事業者から排出される厨芥類（生ごみなど）に対し、事業者へ食品ロスの削減に向けた取組を促進する必要があります。

（２）主な取組

ア　市民への啓発推進

（ア）ごみ出しルールの徹底

ごみの減量化・資源化を推進するため、「いせはら分別ガイド」に基づき、ルール違反や燃やすごみに資源物等の混入防止を徹底します。また、発火事故を防止するため小型充電式電池の適正な排出方法について、自治会を対象に説明会を開催するなど、市民へごみ出しルールの徹底を図っていきます。

（イ）効果的な啓発媒体の活用

市の広報紙やＳＮＳなどの多様な媒体の特性を生かし、ごみの減量化・資源化に関する取組等を、分かりやすい内容で市民に伝えることで、意識啓発を推進していきます。

（ウ）環境教育・生涯学習の推進

教育関係機関や自治会などに対し、正しい分別方法やリサイクルの大切さなどを学習する市政出前ミーティング等を実施し、生活に密着したごみ問題に関する環境教育・生涯学習を推進していきます。

（エ）食品ロス削減の推進

ものを大切にする心や、もったいないの精神が子どもたちに育まれるよう、市教育委員会や関係機関等と連携し、学習機会の提供に取り組むとともに、家庭での計画的な食材購入や使い切る調理など食品ロスの削減に向けた意識啓発を推進していきます。

また、フードドライブをさまざまなイベントを通じて実施し、食品ロスの削減を図っていきます。

（オ）地域環境保全の推進

住民自らの手で地域を清掃する「いせはらクリーンデー」や、各種団体が実施するクリーンキャンペーン、衛生委員と連携し実施している「ポイ捨てパトロール」等により意識啓発を図り、地域環境保全に取り組みます。

イ　事業者への啓発推進

（ア）多量排出事業者に対する指導

多量排出事業者（2t/月）に対して、事業者に減量化及び資源化計画書の作成と提出を求めるとともに、実態把握のために立ち入り調査を強化するなど、減量化・資源化への取組を要請していきます。

（イ）分別収集の促進

事業者における廃棄物の発生量及び内容を把握し、許可業者との協働による分別収集を要請することで減量化・資源化を促進していきます。

（ウ）展開検査の強化

環境衛生組合と連携し、焼却施設に搬入される事業系ごみについて、資源物や産業廃棄物の混入を把握する展開検査を強化し、事業者及び許可業者に対し指導等を行い、減量化・資源化を啓発推進していきます。

（エ）食品ロスの削減に向けた取組促進

小売・飲食店事業者に対し、「てまえどり※1」の呼びかけや食べ残しの持ち帰りサービスの活用など、消費者への啓発と対策を促します。また、納品期限の緩和による在庫・廃棄の削減や、規格外品・期限近商品の有効活用など、事業者による先進的なロス削減の取組を後押しします。

なお、事業系ごみの減量化及び食品ロス対策として、排出事業者に対し食品リサイクルについての取組を促進していきます。

※1　てまえどり：買い物をするとき、賞味期限が近い商品棚の手前から取る購買行動のこと。

## ２　家庭ごみの排出抑制

**〇基本目標**

**5R[※1] のライフスタイルを推進し、家庭ごみの排出を抑制していきます**

（１）現状と課題

- 〇　家庭ごみ排出量の推移は、表５-１及び図５-１に示すとおりです。
- 〇　ごみの減量化をさらに推進するためには、排出抑制及び資源化のさらなる取組が求められます。
- 〇　燃やすごみのうち、生ごみは約３１％を占めています。また、生ごみ中の水分は約 70%と言われており、生ごみの水切りが有効であるため、啓発が必要です。
- 〇　家庭から出る燃やすごみの中には「食品ロス」によるものも含まれており、食品ロスの削減が必要です。
- 〇　生ごみ処理機の購入費補助制度を実施しています。
  さらに、市民に制度の活用を促進し、購入補助の金額、対象品など、補助制度の内容を広く周知していく必要があります。
- 〇　販売店が白色トレイなどの回収ボックスを設置し、自主回収を行っている品目については、店頭自主回収の継続と普及拡大に取り組む必要があります。
- 〇　焼却施設の維持管理費用の増大や少子高齢化の進展等に伴う財政状況が厳しさを増す中、排出抑制の経済的な手法として、ごみの減量化の進捗状況を踏まえながら、ごみの有料化制度の導入を検討する必要があります。

● 家庭ごみ排出抑制施策の実績（令和７年度）

① 生ごみ処理機補助台数：36 台

② 再生家具等販売個数：467 個

※1　５R：ごみを減らすための、Ｒではじまる５つの行動のこと

- Refuse（リフューズ）断る：ごみになるものを断ること
- Reduce（リデュース）発生抑制：ごみを発生させないこと
- Reuse （リユース）再使用：ものを繰り返し使うこと
- Repair （リペア）修理：ものを修理して使うこと
- Recycle（リサイクル）再生利用：資源として再生利用すること

表 5-1　家庭ごみ排出量の推移

| 区分＼年度 | | | R３ | R４ | R５ | R６ | R７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭ごみ排出量 | | (t/年) | 25,016 | 24,364 | 23,483 | 22,608 | 22,036 |
| | 計画収集量 | (t/年) | 24,681 | 23,982 | 23,113 | 22,212 | 21,643 |
| | 燃やすごみ | (t/年) | 17,947 | 17,519 | 16,868 | 15,711 | 15,150 |
| | 不燃物 | (t/年) | 636 | 545 | 490 | 472 | 460 |
| | 粗大ごみ | (t/年) | 587 | 456 | 472 | 486 | 461 |
| | 資源 | (t/年) | 5,511 | 5,462 | 5,283 | 5,543 | 5,572 |
| | 自己搬入ごみ | (t/年) | 323 | 370 | 360 | 387 | 391 |
| | 燃やすごみ | (t/年) | 297 | 346 | 326 | 359 | 361 |
| | 不燃物 | (t/年) | 26 | 24 | 34 | 28 | 30 |
| | 集団資源回収 | (t/年) | 12 | 12 | 10 | 9 | 2 |
| 原単位 | | (g/人日) | 677 | 659 | 632 | 612 | 602 |

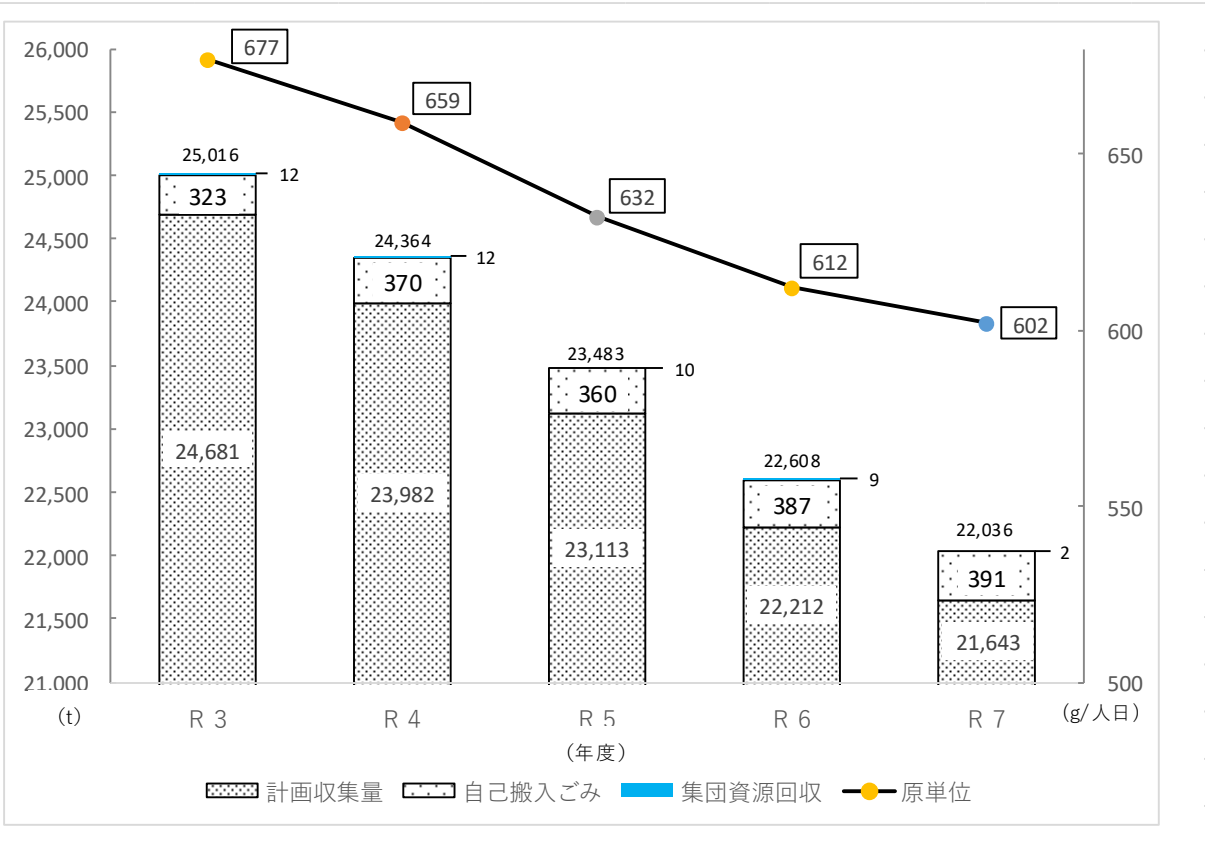



図 5-1　家庭ごみ排出量の推移

（2）主な取組

ア　ごみを出さないライフスタイルへの転換

ごみを出さないためには、環境に優しいライフスタイルへと転換していくことが求められています。不必要なものを買わない、ものを繰り返し使う、資源物を分別してリサイクルするなどの活動が日常生活に浸透してきました。しかし、ごみとなる不必要なものを断る意思表示をすることや、ものを修理して長く使うなど、さらなる環境負荷が少ないライフスタイルへの転換を促進する必要があります。

イ　生ごみの減量促進

ごみの減量には、生ごみの水切りの徹底が肝心であり、一度の水切りで生ごみの重さが約 10%程度軽くなります。水切りを推奨するため、市政出前ミーティングや広報紙等を通じて積極的な啓発を実施していきます。

また、生ごみ処理機購入費の補助制度について、広報紙やホームページ等を活用した周知を行い、さらなる利用の拡大を促進していきます。

ウ　店頭回収の促進

拡大生産者責任の考えに基づき、スーパー等の小売店舗に対して白色トレイなどの店頭回収の実施を促すとともに、広報紙やホームページ等を活用し、市民に対して店頭回収の活用を促進していきます。

※拡大生産者責任とは、生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任を負うという考え方です。

エ　ごみの有料化制度導入の検討

ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制等の観点や、今後の情勢によって、有料化に向けた検討が必要となる場合もあります。

オ　粗大ごみ処理手数料の見直しの検討

市条例により定められている手数料（市の指定施設への直接持ち込みの場合 1 個 300 円、市が収集する場合 1 個 500 円）について、適正なごみ処理手数料の観点から、粗大ごみの大きさ等による手数料の改定について、検討を進めます。

カ　フードドライブによる食品ロスの削減

食品ロス削減の一環として、賞味期限まで一定期間あり、常温保存できるレトルト食品や缶詰などの寄贈を呼びかけ、集まった食品は福祉団体などで活用します。

## ３　事業系ごみの排出抑制

**〇基本目標**

**事業者責務を明確化し、事業者の自己責任において循環型社会の５R を推進するよう働きかけをします**

（１）現状と課題

○　事業系ごみ排出量の推移は図５-２に示すとおりです。

○　事業系ごみは、コロナ禍以降、ほぼ横ばい傾向ですが、引き続きごみの排出抑制についての指導を実施する必要があります。

○　事業者が個人情報や機密事項が記載された文書の処分を行う場合、資源として再利用できる紙類や金属製のクリップ等の不燃物の混入が見受けられるため、事業者に対する分別の徹底や資源化を促進する指導が必要です。

○　事業系ごみに含まれる生ごみについて、水切りが十分に行われていない状況があり、ごみ減量の阻害要因となっているため、事業者の減量意識の醸成と実践的な取組を促していくことが重要です。

○　許可業者が収集した事業系ごみの中には、廃プラスチック類などの産業廃棄物の混入が目立つため法に基づいた排出方法について指導する必要があります。

○　事業系ごみは許可業者による収集を原則としていますが、やむを得ない事情がある場合に限り、市が収集を行っています。減量化・資源化を促進するため、許可業者による収集転換への指導や、やむを得ず市が収集する事業系ごみに対して有料化制度の導入を検討を進めていきます。

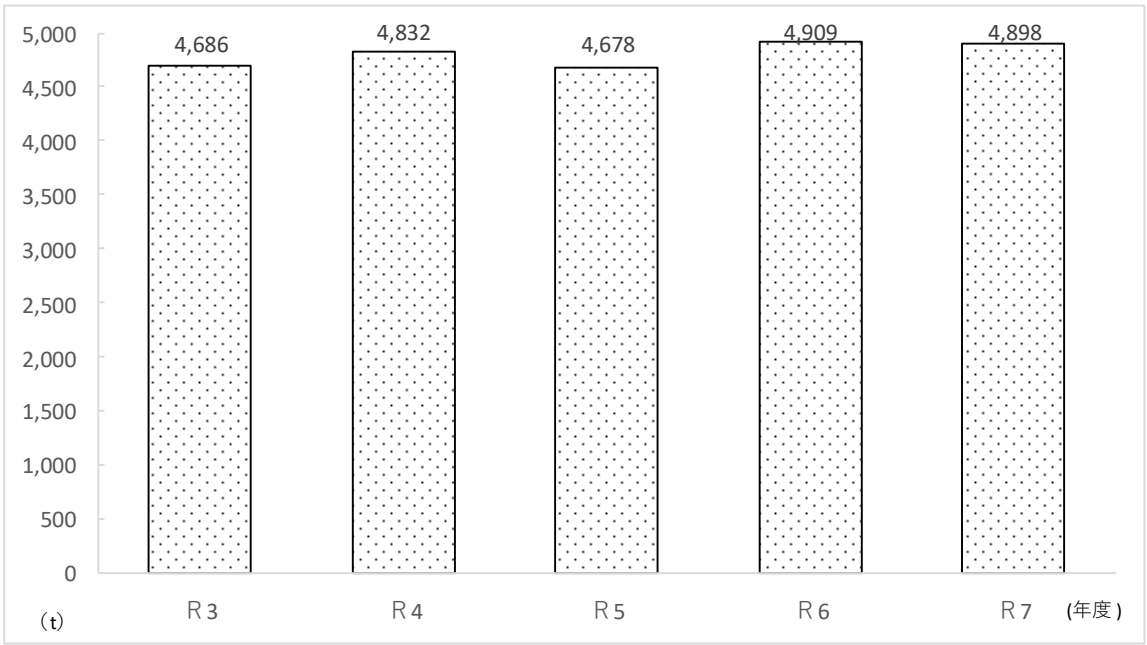



図 5-2　事業系ごみ排出量の推移

（2）主な取組

事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理されるべきである主旨を明確化し、次の施策を実施していきます。

ア　事業者への指導強化

○　多量排出事業者については、「事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書」の提出を求めるとともに、排出実態把握のため一層の立ち入り調査の強化に努め、減量化・資源化の指導を強化します。

○　事業系ごみの排出基準の見直しを検討するとともに、事業者へ本市で作成した手引き書を配布し、生ごみの水切りや資源物の分別など適正処理を促進していきます。

○　食品関連事業者に対する、生ごみの発生抑制や飼料や肥料への再生利用等の普及を推進し、食品廃棄物の減量化を進めていきます。

○　事業者から排出される廃プラスチック類は産業廃棄物に該当するため、適正に処理するよう指導を強化していきます。

○　紙おむつの処理や資源化手法について、他自治体の取組状況を参考に調査研究を進めていきます。

イ　許可業者への指導強化

許可業者に対する遵守事項を明確にし、質の高いサービスを提供できるよう育成に取り組みます。また、展開検査等を実施することで、資源物や産業廃棄物の混入について注意喚起を行うなど、許可業者及び事業者に指導等を実施していきます。

ウ　事業系ごみの収集手法の見直し

事業系ごみの一部を、家庭ごみと同様に収集している制度を見直すため、許可業者による収集への転換や有料の指定ごみ袋の導入施策を検討していきます。

## ４　ごみの資源化

**〇基本目標**

**資源の循環を目指したリサイクルを推進し、資源化の向上に努めます**

### （１）現状と課題

- 〇　資源の分別収集量の推移及び分別収集の区分は、表５-２及び表５-３に示すとおりです。
- 〇　燃やすごみへの資源物混入が依然として課題となっており、分別ルールの徹底に向けたさらなる意識啓発と、確実な行動変容を促す施策が必要です。
- 〇　古紙類や衣類などを資源として定め、資源回収事業者により収集しています。
- 〇　不燃物として排出されていた小型家電製品に含まれているレアメタルや有用な金属などを資源として回収するため、小型家電リサイクル法に基づき特定の使用済み小型家電のリサイクル事業に取り組んでいます。今後もさらなる回収率の向上に向けた周知啓発が必要です。
- 〇　粗大ごみとして焼却していた布団を、民間事業者と連携してマテリアルリサイクル事業を展開しています。また、木質系粗大ごみについても解体処理し、木質チップとして製紙原料等にする資源化事業に取り組んでいます。これらについても、引き続き安定的な処理とさらなる資源化の維持が求められます。
- 〇　粗大ごみ等のうち、再利用可能なものについては、多様な手法を活用した製品リユースに積極的に取り組んでいます。具体的には、リサイクル展やリサイクルフェアなどの対面による販売機会の提供に加え、フリーマーケットアプリを活用することで幅広い世代へのアプローチと販路の拡大を図っています。また、これらで売れ残った製品や需要が見込みづらいもの、ジャンク品等についてもリユース事業者に引き渡すことで有効活用を図っています。今後は、こうした多様なリユースの輪をさらに広げ、ごみの減量化を徹底していく必要があります。
- 〇　令和８年４月からこれまでの容器包装プラスチックに加えて製品プラスチックを資源ごみとして収集を開始しましたが、燃やすごみの中には、プラスチック類が約 13%排出されています。ごみの減量化・資源化を図るため、市民に理解と協力を求め、分別の徹底を図り、資源化を推進する必要があります。
- 〇　燃やすごみ量の削減を図るため、草木類の戸別収集や自治会単位での専用収集場所の設置に加えて、自己搬入体制及びステーション収集を行っています。今後は、排出抑制の効果をさらに高めるための利用促進や体制の維持・改善が課題となっています。

表 5-2　資源の分別収集量の推移

| 区分＼年度 | | | R３ | R４ | R５ | R６ | R７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資源の分別収集量 | | (t/年) | 5,523 | 5,474 | 5,293 | 5,552 | 5,574 |
| | 古紙類 | (t/年) | 2,197 | 2,147 | 2,040 | 1,909 | 1,916 |
| | 新聞 | (t/年) | 255 | 228 | 210 | 187 | 153 |
| | 雑誌雑紙 | (t/年) | 1,017 | 995 | 980 | 942 | 914 |
| | 段ボール | (t/年) | 908 | 905 | 831 | 761 | 829 |
| | 牛乳等紙パック | (t/年) | 17 | 19 | 19 | 19 | 20 |
| | ペットボトル | (t/年) | 331 | 335 | 343 | 338 | 347 |
| | 容器包装(資源)プラスチック | (t/年) | 910 | 911 | 875 | 875 | 858 |
| | 缶類 | (t/年) | 213 | 179 | 179 | 149 | 148 |
| | びん類 | (t/年) | 589 | 565 | 535 | 508 | 488 |
| | 衣類 | (t/年) | 308 | 274 | 260 | 253 | 259 |
| | 廃食用油 | (t/年) | 31 | 28 | 26 | 25 | 23 |
| | 小型家電 | (t/年) | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 |
| | 布団 | (t/年) | 57 | 53 | 26 | 30 | 27 |
| | 草木類 | (t/年) | 658 | 693 | 737 | 1,192 | 1,242 |
| | 木質系粗大ごみ | (t/年) | 224 | 284 | 267 | 269 | 241 |
| | 製品リユース | (t/年) | － | － | － | － | 20 |

注）製品リユースは令和 7 年度から計上

表 5-3　分別収集の区分（令和 8 年 4 月現在）

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>排出方法</th><th>収集主体</th><th>収集方式</th><th>頻度</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃やすごみ</td><td rowspan="2">透明･半透明袋</td><td>委託</td><td rowspan="2">ｽﾃｰｼｮﾝ収集(小型家電はﾎﾞｯｸｽ回収)</td><td>週２回</td></tr>
<tr><td>不燃物</td><td>金属類･せともの類･小型家電･その他</td><td rowspan="3">直営</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>再生利用可能･不可能</td><td>申込制(戸別)･自己搬入</td><td>戸別収集･自己搬入</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>草木類</td><td>せん定枝、草葉類</td><td>収集方法により束ねるか袋に入れる又は指定なし</td><td>戸別収集･自己搬入･ステーション収集</td><td>週１回／随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td rowspan="2">透明･半透明袋</td><td>資源回収事業者</td><td rowspan="11">ステーション収集</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td>資源プラスチック</td><td>プラスチックのみでできているもの</td><td>委託</td><td>週１回</td></tr>
<tr><td rowspan="5">有害物</td><td>蛍光管</td><td rowspan="9">市が設置するコンテナへの排出</td><td rowspan="9">委託</td><td rowspan="15">月２回</td></tr>
<tr><td>水銀式体温計</td></tr>
<tr><td>乾電池</td></tr>
<tr><td>カセットボンベ･スプレー缶</td></tr>
<tr><td>使い捨てライター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガラスびん</td><td>無色</td></tr>
<tr><td>茶色</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="5">古紙類</td><td>新聞</td><td rowspan="5">梱包</td><td rowspan="4">資源回収事業者</td></tr>
<tr><td>雑誌・書籍</td></tr>
<tr><td>雑紙(紙箱･包装紙･広告類等)</td></tr>
<tr><td>段ボール</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>缶類</td><td>スチール缶・アルミ缶</td><td rowspan="2">透明･半透明袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">衣類・古布</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃食用油</td><td>ペットボトル</td><td colspan="2">ステーション収集</td></tr>
<tr><td>家電4品目</td><td>テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機</td><td>申込制(戸別)･自己搬入</td><td>直営</td><td>戸別収集･自己搬入</td><td>随時</td></tr>
</table>

（2）主な取組

ア　資源分別の促進

質の高い分別収集を行うためには、市民が分別意識を持ち、不適合なものを混入させないことが重要なため、市政出前ミーティングや市内小学校での雑紙救出大作戦等の機会を通じ、分別意識の向上と行動の定着を促進します。

イ　資源化事業の推進継続

現行施策の資源化事業を継続的に推進します。

- 使用済み小型家電のリサイクル事業
- 布団のマテリアルリサイクル事業
- 木質系粗大ごみ資源化事業
- 製品リユース事業
- 草木類分別収集事業
- 資源プラスチック分別収集事業

## 第２節　収集運搬施策

排出抑制や資源化施策の実施状況等を考慮し、効率的かつ環境・衛生面に配慮したごみの収集運搬について、基本的な方針及び具体的な施策を示します。

### １　収集場所

**〇基本目標**

**地域性を考慮した適正な収集場所の配置と管理手法の確立を図ります**

（１）現状と課題

〇　市指定のごみ及び資源の収集場所（以下「収集場所」という。）は、燃やすごみが約3,200 カ所、不燃物が約 2,600 カ所、資源物が約 2,600 カ所あります(令和８年10 月１日現在、重複箇所あり)。このため、収集場所の適正配置や収集対象が分散されている箇所の統一などを検討し、出しやすく、分かりやすい収集場所への転換について検討する必要があります。

〇　収集場所の管理について、積極的な取組を行っている自治会がある一方、利用者に任せている自治会もあるのが現状です。清潔な収集場所を保つためには、自治会と利用者の協力体制の構築が必要となります。

〇　自治会が管理を行わない共同住宅専用や一部の収集場所では、ルール違反が目立ち、ごみが散乱している状況があります。また、収集場所が駅に向かう経路沿いにある場合、他地域の住民等による排出が数多く見受けられるため、地域特性にあった管理手法を検討する必要があります。

〇　本市で戸建て住宅やアパート等を建築する場合、事前に市と事業者で入居者のごみの排出先について協議が必要ですが、協議がされないことがあるため、入居者がごみの排出先に困ることがないように、事前の協議について建築住宅課と連携し周知を図る必要があります。

〇　交差点付近や幅が狭い道路など収集に支障があった収集場所については、安全性を確保するため移設等の検討が必要です。

〇　ごみの排出者責任を明確にするため、戸別収集の導入を検討する必要があります。

（２）主な取組

ア　収集場所の配置改善と統一

収集における合理化及び効率化、今後の収集運搬計画等を見据えながら、管理者との協議等により、収集場所の統廃合や再配置について取り組みます。

イ　収集場所の管理体制強化

　収集場所を清潔に保つためには、地域の協力と役割が必要不可欠となります。特に自治会との連携・協力体制を整え、適正なごみの排出を促進するとともに共同住宅については、収集場所の管理指導を徹底するよう管理者や所有者に要請していきます。また、転入者に対して、ごみ出しルールやマナーの遵守・周知を徹底していきます。

ウ　危険な収集場所の改善

　交差点付近や幅の狭い道路などの収集場所については、交通の妨げや事故の原因となるため、移設や統廃合について、自治会や利用者などと協議し、改善していきます。

エ　戸別収集の導入の検討

　排出者責任が明確になり、排出抑制や分別意識の向上が期待できます。

　一方で、戸別収集への移行には、収集コストの増大が懸念されるため、有料化などの諸要素を総合的に評価し、戸別収集の導入の必要性について慎重に判断をしてまいります。

## ２　収集運搬体制

**○基本目標**

**収集業務の効率化とコストの縮減を図るとともに、社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を整備、推進していきます**

### （１）現状と課題

○　収集運搬は、ごみ処理事業を運営する上で多大な経費を要する部門でもあります。このため排出されたごみの質や量の変化及び処分方法に対応しながら、収集支援システムの導入なども含め、迅速かつ衛生的・効率的に収集運搬する体制を整備する必要があります。

○　家庭ごみの収集については、燃やすごみ、ガラスびん及び有害物並びに資源プラスチックは委託、草木類、不燃物は直営収集、それ以外は資源回収事業者が行い、事業系ごみは主に許可業者により収集が行われています。今後は、行財政改革等の観点から収集運搬体制を見直す必要があります。

○　二酸化炭素排出の削減など環境対策や、安全で効率的な収集運搬を継続するために、収集業務へ電気自動車（ＥＶ）や燃料電池車（ＦＣＶ）などの次世代自動車を導入する必要があります。

○　日常的に介助や介護が必要な状態で、収集場所までごみ及び資源を持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等の世帯については、戸別収集と合わせて安否確認を行う「家庭ごみふれあい収集」を実施しています。超高齢社会を迎え、対象者の増加が見込まれることから、収集運搬体制を充実する必要があります。

### （２）主な取組

ア　収集・運搬体制の整備

（ア）効率的な収集運搬の推進

収集作業が効率的にできるよう、円滑な収集に影響がある収集場所については移設などの改善ができるよう管理者及び利用者に協力を要請していきます。また、収集支援システムを導入し、効率的で効果的な収集に取り組みます。

（イ）民間事業者との連携強化

収集業務の効率化とコスト縮減等を図るため、委託事業者や民間事業者と連携を図り、効率的で費用対効果の高い収集運搬を推進していきます。

（ウ）許可業者への指導強化

事業系ごみの適正排出に向け、収集する許可業者に適切な指導を行うとともに、収集車両の次世代自動車の導入要請を推進していきます。

（エ）次世代自動車の導入推進

地球環境への影響や費用対効果を考慮し、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）

等の大気汚染物質の排出抑制や、燃費性能が優れているなど環境負荷が少ないランニングコストが低減される次世代自動車の導入を推進していきます。

イ　高齢者・障がい者への対応

（ア）家庭ごみふれあい収集の拡充

増加が見込まれる高齢者や障がい者の世帯について、家庭ごみ等の持ち出しの負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「家庭ごみふれあい収集」の拡充に取り組みます。

## 第３節　中間処理施策

環境衛生組合において燃やすごみの焼却処理、不燃物及び粗大ごみの破砕・選別処理といった中間処理を行っています。今後も、環境衛生組合における適正な処理を継続するとともに、本市の排出抑制・資源化施策に対応できるよう、安定した処理、資源化施設を維持・継続していきます。

環境衛生組合が管理運営する中間処理施設及び本市の排出抑制・資源化施策に対応した施設の維持管理と整備に関する基本的な方針及び具体的な施策を示します。

### １　焼却処理施設

**○基本目標**

**環境衛生組合における適正処理を推進するとともに、循環型社会に対応したごみ処理施設の整備・運営を進めていきます**

（１）現状と課題

○　燃やすごみの焼却処理は、令和６年度からは、はだのクリーンセンターの１施設体制で行っています。

○　はだのクリーンセンターでは、法令より厳しい排ガスの自主規制値を設定し、周辺の生活環境や自然環境に配慮しつつ、安全・安心で安定したごみ処理が進められています。また、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して発電をし、施設内の電力を賄い、余剰電力は電力会社に売却しています。また、隣接地にある秦野市の公共施設「名水はだの富士見の湯」へ熱源供給しています。

○　焼却処理施設の概要は、表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4　焼却処理施設の概要

| | はだのクリーンセンター |
|---|---|
| 処理能力 | 200t/日（100 t/日×2 炉） |
| 型式 | ストーカ式 |
| ピット容積 | 8,140m$^3$ |
| 建設年月 | 平成 22 年 2 月～平成 25 年 1 月 |
| 備考 | ごみ発電（定格：3,820kW） |

（２）主な取組

ア　安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制の確保

環境衛生組合及び秦野市と協調・連携し、大規模災害に対する体制強化等の視点も踏まえるとともに、安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制を確保していきます。

## ２　不燃・粗大ごみ処理施設

**○基本目標**

**環境衛生組合における適正な維持管理を推進するとともに、ごみ量等の変化に対応した施設整備を検討していきます**

### （１）現状と課題

○　不燃物及び粗大ごみは、破砕・選別し、可燃性のものは焼却、鉄などの資源は回収、不燃物残渣については民間施設で資源化処理及び埋立処分しています。

○　伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設は、稼働開始から５０年以上が経過し、老朽化が進み、計画的な整備が必要です。

○　伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の概要は、表5-5に示すとおりです。

表 5-5 伊勢原清掃工場　粗大ごみ処理施設の概要

| | 圧縮　手選別 | 破砕 | 受入・供給<br>（ピット＆クレーン） |
|---|---|---|---|
| 処理能力 | 12t/5h　10t/5h | 30t/5h | 400m$^3$ |
| 建設年月 | 昭和 46 年 7 月～<br>昭和 47 年 1 月 | 昭和 54 年 6 月～<br>昭和 54 年 12 月 | 昭和 62 年 6 月～<br>昭和 63 年 3 月 |
| 備考 | 油圧プレス式<br>コンベア選別 | 縦型回転式 | 鉄筋コンクリート水密構造<br>天井走行クレーン |

### （２）主な取組

ア　不燃・粗大ごみ処理施設整備の検討

今後の施設整備については、将来のごみ量・ごみ質や立地条件などを総合的に勘案した上で検討していきます。

イ　安全・安心で安定した不燃・粗大ごみ処理体制の確保

環境衛生組合及び秦野市と連携し、安全・安心で安定した不燃・粗大ごみの処理体制を確保します。

## ３　資源化施設

**○基本目標**

**資源化をさらに推進するため、資源化施設の適正な維持管理及び環境教育の拠点整備を進めていきます**

### （１）現状と課題

○　資源プラスチックの中間処理、また、ガラスびん、ペットボトルベール品の一時ストック場所として、資源リサイクルセンターが稼働しています。引き続き、安定的な処理をするために、継続して施設の維持・管理を行う必要があります。また、リサイクル活動や環境教育を推進するため、総合的な資源化施策に取り組む拠点等を整備する必要があります。

○　資源化施設の概要は、表５-６に示すとおりです。

表 5-6　資源化施設の概要

| | 伊勢原市資源リサイクルセンター |
|---|---|
| 処理能力 | 4.5t/日 |
| 建設年月 | 平成 20 年 3 月～平成 20 年 11 月 |
| 処理内容 | 資源プラスチックの中間処理<br>ガラスびん、ペットボトルベール品※のストックヤード |

※ベール品：資源物を四角く圧縮・梱包したもの

### （２）主な取組

ア　資源リサイクルセンターの適正な維持管理

資源を適正に中間処理できる施設整備計画等を作成し、管理運営に努めます。

イ　リサイクル活動や環境教育の拠点等整備

循環型社会の構築に向け、粗大ごみの再利用を推進する機能を有するとともに、リサイクル活動や環境教育の拠点となる場等を整備していきます。

ウ　安全・安心な施設運営に向けた事故防止対策の強化

施設運営の受託事業者と連携し、従業員の安全確保に向けた適切な労働環境や作業安全が維持されるよう管理・指導に努めます。また、リチウムイオン電池等の危険物混入に起因する火災事故を防ぐため、適切な分別の周知や防火設備の点検や適切な監視体制の強化に努めます。

## 第４節　最終処分施策

環境衛生組合が管理運営する最終処分場及び最終処分の方法に関する基本的方針と具体的施策を示します。

**○基本目標**
**環境衛生組合における適正な処理・処分を推進していきます**

### （１）現状と課題

○　燃やすごみの処理により発生する焼却灰は、圏域外民間施設で資源化処理及び埋立処分しています。

○　栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用の準備を進める必要があります。

○　栗原一般廃棄物最終処分場の概要は、表５-７に示すとおりです。

表 5-7　最終処分場の概要

| | 栗原一般廃棄物最終処分場 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 敷地面積 | 24,370.69 ㎡ | | | |
| 埋立面積･容量 | （第一期） | 4,700 ㎡ | ・ | 25,500 $m^3$ |
| | （第二期） | 12,060 ㎡ | ・ | 107,000 $m^3$ |
| | （変更届出分） | 0 ㎡ | ・ | 42,500 $m^3$ |
| | （全体計画） | 16,760 ㎡ | ・ | 175,000 $m^3$ |
| 埋立開始 | 平成 5 年 5 月 | | | |
| 埋立構造･方式 | 準好気性埋立･セル方式 | | | |

### （２）主な取組

ア　跡地利用の検討

栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用について、関係住民の意向を反映し、関係機関と協議を重ね、将来計画を検討します。

## 第５節　その他の施策

排出抑制・資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分以外の計画について示します。

### １　ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止

**○基本目標**

**ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するための対策を講じていきます**

（１）現状と課題

○　神奈川県や衛生委員（廃棄物減量等推進員）と連携し、良好な生活環境の保全を目的とするポイ捨てパトロールを実施しています。また、不法投棄禁止看板を警察と連名で作成し、再発防止に取り組んでいます。今後も、積極的な意識啓発や衛生委員による地域での取組により、市民による不法投棄の監視体制を築く必要があります。

○　年に１回、市民参加型の清掃（いせはらクリーンデー）を行い、自宅付近及び公園等、公共の場所の清掃を実施しています。こうした美化活動を通じて、ごみのないきれいな環境を維持するとともに、市民の美観保持に対する意識の醸成を図っています。

○　市条例により「ポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「路上喫煙」の禁止について啓発活動を実施し、ポイ捨てごみに対応しています。

○　各種イベントの開催時には、参加者に対するごみの持ち帰りやポイ捨て防止の呼びかけを徹底するなど、人が多く集まる場においてもポイ捨てを未然に防ぐ環境づくりに努めています。

（２）主な取組

ア　不法投棄への対応

（ア）不法投棄情報の収集

衛生委員による地域への呼び掛けを行うとともに、市民に対して不法投棄に関する情報提供を要請するなど、不法投棄情報の収集に努めていきます。

（イ）不法投棄防止活動の推進

広報紙やＳＮＳなどの媒体を活用した啓発を実施し、市民全体で不法投棄を防止する体制を構築していきます。

また、神奈川県と連携し、県・市合同パトロールによる投棄場所の把握、巡回や監視カメラの設置等、さまざまな取組により、不法投棄の抑止に努めていきます。

（ウ）不法投棄ごみ対応体制の整備

不法投棄は犯罪であるため、警察と連携して犯人検挙に努めるとともに、投棄物については神奈川県と連携し、適正に処理していきます。

（エ）不法投棄パトロールの実施

衛生委員による地域のパトロールを実施し、必要な箇所には不法投棄禁止看板の設置や監視カメラの貸出しにより、不法投棄に対応していきます。

イ　ポイ捨て等への対応

（ア）啓発活動の推進

ポイ捨て等を防止し、良好な生活環境の保全に努めるため、広報紙やＳＮＳ等の媒体を活用した啓発を推進していきます。

（イ）いせはらクリーンデーや駅前の環境美化の推進

いせはらクリーンデーや駅前清掃等の実施により、周辺環境美化に対する意識の向上や行動の定着によって、市内全域の環境美化を推進していきます。

（ウ）衛生委員によるポイ捨てパトロール等の実施

パトロールの実施や、看板及び監視カメラの設置により、ポイ捨て等への対応を図ります。

## ２　大規模災害への対応

**〇基本目標**

**大規模災害時に迅速な対応が図られるよう災害廃棄物処理体制を整備します**

### （１）現状と課題

○　令和７年３月に県が公表した地震被害想定では、本市において、都心南部直下地震で20万ｔの災害廃棄物が発生すると予測されています。

○　大規模災害が発生した際には、通常の収集運搬及び処理業務の遂行が困難となります。こうした事態に備え、平成28年６月に、災害発生時におけるごみ及びし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に実施するため、複数の許可業者と災害協定を締結しました。今後、この様な取組をさらに推進していきます。

○　大規模災害の発生時に迅速な対応が図られるよう、適宜、災害廃棄物等処理計画や初動対応マニュアル等の見直しや策定を進めること、また、災害の初動対応や仮置き場の運営など現場指揮に係る人材を確保していく必要があります。

### （２）主な取組

ア　災害廃棄物等処理計画や関連マニュアルの整備

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震において、地震により生じた災害廃棄物の処理が大きな課題となったことを踏まえ、「災害廃棄物対策指針」、「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「伊勢原市地域防災計画」に基づき、災害への平時の備えの明確化及び発生後の適正かつ円滑な対応による早期の復旧・復興を図るため、「伊勢原市災害廃棄物等処理計画」を令和３年３月に策定しました。

今後も、状況に応じて見直しを図るとともに、初動対応マニュアルなど関連マニュアルの整備を進めます。

イ　災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物等処理計画等に基づき、災害時における応急体制の確保等に努めます。

さらに、県及び県内市町村間の広域連携体制の整備、民間事業者等と災害廃棄物処理に関する体制の整備を行います。災害の初動対応や仮置き場の現場指揮に係る直営職員の確保に努めます。

## ３　野焼きへの対応

### ○基本目標
### 野焼き禁止の啓発と指導を徹底していきます

（１）現状と課題

○　野焼きは、廃棄物処理法により一部の例外（農業・林業・漁業を営むためのやむを得ない焼却、風俗慣習上・宗教上の行事を行うための焼却、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却、災害の予防、応急対策、復旧のための焼却等）を除き禁止されています。

○　屋外における廃棄物の焼却に関する相談は、廃ビニールの焼却といった生活環境に著しく影響を及ぼすものよりも、草木等の焼却等が多くなっています。

○　生活環境への影響緩和や廃棄物の適正処理の推進のため、広報紙による野焼きの原則禁止と廃棄物の適正処理の実施について、さらなる周知徹底が必要です。

（２）主な取組

ア　野焼き禁止の周知徹底

野焼きの定義、法律で定められる禁止事項及び環境に与える影響について、広報紙等を活用し、積極的に周知徹底していきます。

イ　適切な指導の実施

生活環境に著しく影響を及ぼすような行為については、関係機関等との連携を密にし、適切な指導を行っていきます。

## ４　適正処理困難物等への対応

**〇基本目標**

**排出禁止物に関する対策を講じていきます**

### （１）現状と課題

〇　適正処理困難物等への対応として、本市が設定している排出禁止物が収集場所へ出されないよう、周知を継続して行う必要があります。また、個々の品目については、これを扱う事業者や関係機関等との連携を密にする必要があります。

〇　廃家電製品に含まれるPCB使用部品については、業者引き取りで処理するよう周知する必要があります。

〇　医療系一般廃棄物については病院等の医療機関に対し、その取扱い等について指導する必要があります。

〇　令和８年３月から、これまで排出禁止物としていた小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）の拠点回収を開始しました。一方で、依然として集積所への誤排出が見受けられるため、拠点回収制度のさらなる周知徹底が必要です。

### （２）主な取組

ア　排出禁止物の周知

市が処理できない適正処理困難物などの排出禁止物が収集場所に出されることを防ぐため、分別ガイドや各種媒体を通じ、ごみ出しルールの周知をしていきます。

イ　特定の排出禁止物への対応

コンクリートブロックや塗料・薬品・農薬などの処理困難物を一般廃棄物処理業者による処理により適正にリサイクルします。

持ち出しが多く見られる排出禁止物については、これを扱う事業者及び関係機関との連携を密にし、ガイドラインを作成するなどの対策を講じることにより、持ち出し防止に努めていきます。

ウ　小型充電式電池の適正排出の促進

小型充電式電池の誤排出による火災リスクを防ぐため、市広報紙等を活用した啓発を強化します。あわせて、既存の回収拠点の周知を徹底することで、市民による適正な排出行動の定着を図ります。

## ５　気候変動への対応

### ○基本目標
### カーボンニュートラルに向けた対策を講じていきます

（１）現状と課題

○　ごみ処理において、気候変動の原因のひとつとされる二酸化炭素の主な発生源は、ごみ及び資源の収集を行う収集車両の走行や焼却処理によるものなどがあり、これら廃棄物処理に伴って排出している二酸化炭素の排出量を削減することが必要です。

（２）主な取組

ア　収集運搬車両への次世代自動車の導入

地球温暖化対策として二酸化炭素（ＣＯ2）の排出を抑制するため、収集運搬車両の更新時に、環境に配慮した次世代自動車の導入を検討していきます。

また、あわせて、窒素酸化物（ＮＯｘ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出を減少させ、良好な生活環境の保全を図るため、先進事例等の調査を進めながら、引き続き環境負荷の少ない車両への移行に努めます。

イ　はだのクリーンセンターでのサーマルリサイクルによる二酸化炭素削減

ごみ発電による効率的なエネルギー回収を行い、二酸化炭素削減に向けた取組を引き続き推進していきます。

## ６　関係機関との連携

**〇基本目標**

**関係機関との相互協力や情報交換に努め、連携を図っていきます**

### （１）現状と課題

〇　本市及び秦野市は、環境衛生組合を組織し共同でごみ処理を行っています。引き続き情報共有を密にし、連携の強化を図っていく必要があります。

### （２）主な取組

ア　関係機関等との連携強化

秦野市や環境衛生組合はもとより、国や県及び他自治体等の清掃行政に携わる関係機関と情報共有を密にし、連携の強化を図ります。

# 第６章　計画の実現に向けて

## 第１節　市民・事業者・行政の役割分担及び協力体制

循環型社会の実現には、生産から処分までの過程で関わるすべての人が、それぞれの立場で、ごみの減量化・資源化についての役割や責任を認識し、お互いに協力し取り組むことが必要です。

### １　市民・事業者・行政の協力体制の構築

循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政が共通の目標に向かって連携できる体制の構築を目指していきます。

### ２　廃棄物に関わる組織体制の連係強化

自治会、地区衛生委員等とさらなる連携を図り、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきます。

## 第２節　市民・事業者の取組

市民・事業者がごみに対する意識改革を行い、ごみの減量化・資源化の取組を推進することが必要です。市民・事業者に対し、次のことを呼びかけます。

### １　市民の行動

#### （１）排出抑制を推進するために

ア　ごみを出さないライフスタイルの実践

ごみの排出を減らすためには、不必要なものを買わない、受け取らない、また、石油由来の製品を購入しないなど日常生活から心掛けることが大切です。

イ　生ごみの水切りの徹底

生ごみの約 70%は水分と言われ、しっかりと水切りをするだけで、ごみの減量に大きな効果があるので、生ごみを排出する前に一度絞りしましょう。

ウ　生ごみ処理容器の購入補助

ごみの減量化・資源化を推進する事業として、生ごみ処理機の購入費補助を行っています。生ごみ減量に努めましょう。

エ　リサイクルボックス等の利用

市役所や市立公民館等に、使用済み小型家電や充電式電池内蔵製品を回収するリサイクルボックスを設置しています。積極的に利用し、ごみの減量化・資源化に努めましょう。

オ　店頭回収の利用

スーパーなどの小売店の自主的取組として、白色トレイや紙パック、使用済みインクカートリッジ等の回収ボックスを設置している店舗があります。積極的に利用し、ごみの減量化・資源化に努めましょう。

カ　食品ロスの削減

食品は必要な分だけ購入するよう心掛け、料理は食べきれる量だけ作りましょう。また、野菜などは残さずに料理できるよう工夫し、食品ロスの削減に努めましょう。また、フードドライブを積極的に活用しましょう。

（2）資源化を推進するために

ア　分別の徹底

資源化を推進するためには、分別することが重要です。資源となる紙や資源プラスチックなどを燃やすごみと混ぜず、必ず分別してから捨てましょう。

イ　再生品の購入

再生品の需要がなければ、資源の循環は成り立ちません。買い物などをするときは、再生品を努めて購入するようにしましょう。

ウ　フリーマーケットやリサイクル事業者の利用

不用になった衣類や小物、電化製品などを処分する場合には、フリーマーケット（フリマアプリを含む）やリサイクル事業者を利用するようにしましょう。

エ　ものを修理して使う

壊れたものをすぐに捨てずに修理したり、リメイクして長く使うようにしましょう。

（3）ごみ出しルールやマナーの遵守

ア　ごみ出しルールやマナーを守る

収集場所は、収集されるまでの一時仮置き場です。ルールやマナーが守られていないと地域の環境悪化につながります。生活環境を良好に保つため、必ずごみ出しルールを守りましょう。

イ　不法投棄及び不適持出の禁止

不法投棄や不適持出の増加は、生活環境悪化へつながります。

市全体で生活環境を良好に保つため、不法投棄や不適持出を防止しましょう。

### ２　事業者の行動

（１）自己責任で処理

自らの事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理しましょう。

（２）減量化・資源化の実施

再生利用を積極的に行い、石油由来の製品を購入（使用）しないなど、ごみ減量化・資源化を推進しましょう。

（３）適正処理できる製品開発

物の製造・加工・販売などを行う場合、石油由来の製品の購入（使用）を控え、その製品がごみとなった場合の処理の困難性について評価を行い、適正処理ができるような製品開発を行いましょう。

（４）適正処理の情報提供

事業所において製造・販売した製品については情報提供及び自主回収などの対策を講じ、適正に処理しましょう。

（５）食品循環資源の再利用

食品廃棄物を飼料や肥料などへの再生利用を推進することにより、食品循環資源の有効活用を図りましょう。

## 第３節　基本計画の進行管理

### １　施策の事後評価

本計画を推進する上で、事業の着実な推進と進行管理をするとともに、施策についての事後評価を行い、諸条件の変化等による見直しを実施します。

### ２　財政計画の立案

適切で効果的な廃棄物行政を推進するため、中・長期的な施策の実施スケジュールに基づいた財政計画を立案していきます。

## 第４節　ごみ処理広域化への対応

神奈川県ごみ処理広域化計画で本市は、平塚市・秦野市・大磯町・二宮町とともに「湘南西ブロック」として位置付けられています。

本市及び秦野市は、環境衛生組合を組織し、ごみ処理を行っていることから、秦野・伊勢原ブロックとして、湘南西ブロックにおける施設分担を始めとした広域化施策などの協力体制を強化していきます。

また、神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画において、新たなブロック区割りが検討されていることから、より安定的かつ効率的な廃棄物処理体制について調査研究を進めます。

# 資　料　編

## ごみ及び資源の排出量実績と推計（伊勢原市）

| 項目 | | | | 実績 | | | | | 推計 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
| 家庭系ごみ | 計画収集量 | ① | （t／年） | 24,681 | 23,982 | 23,113 | 22,212 | 21,643 | 21,349 | 20,993 | 20,590 | 20,324 | 20,113 | 19,890 | 19,519 | 19,242 | 19,025 | 18,896 |
| | 可燃ごみ | ② | （t／年） | 17,947 | 17,519 | 16,868 | 15,711 | 15,150 | 14,812 | 14,514 | 14,191 | 13,967 | 13,786 | 13,599 | 13,315 | 13,097 | 12,924 | 12,812 |
| | 不燃ごみ | | （t／年） | 636 | 545 | 490 | 472 | 460 | 457 | 455 | 451 | 450 | 449 | 448 | 443 | 440 | 437 | 437 |
| | 粗大ごみ | | （t／年） | 587 | 456 | 472 | 486 | 461 | 445 | 440 | 433 | 430 | 428 | 426 | 420 | 416 | 413 | 412 |
| | 資源 | ③ | （t／年） | 5,511 | 5,462 | 5,283 | 5,543 | 5,572 | 5,635 | 5,584 | 5,514 | 5,477 | 5,450 | 5,418 | 5,341 | 5,290 | 5,251 | 5,235 |
| | 自己搬入ごみ | ④ | （t／年） | 323 | 370 | 360 | 387 | 391 | 383 | 376 | 368 | 362 | 358 | 353 | 346 | 341 | 336 | 334 |
| | 可燃ごみ | ⑤ | （t／年） | 297 | 346 | 326 | 359 | 361 | 353 | 346 | 338 | 333 | 328 | 324 | 317 | 312 | 308 | 305 |
| | 不燃ごみ | | （t／年） | 26 | 24 | 34 | 28 | 30 | 30 | 30 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| | 集団資源回収 | ⑥ | （t／年） | 12 | 12 | 10 | 9 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 家庭系ごみ計 | ⑦＝①＋④＋⑥ | （t／年） | 25,016 | 24,364 | 23,483 | 22,608 | 22,036 | 21,734 | 21,371 | 20,960 | 20,688 | 20,473 | 20,245 | 19,867 | 19,585 | 19,363 | 19,232 |
| 事業系ごみ | | ⑧ | （t／年） | 4,686 | 4,832 | 4,678 | 4,909 | 4,898 | 4,901 | 4,920 | 4,936 | 4,950 | 4,963 | 4,974 | 4,985 | 4,994 | 5,003 | 5,012 |
| | 増減率 （R7基準） | ＝当該年度⑧／R7年度⑧*100-100 | （%） | -4.3 | -1.3 | -4.5 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.4 | 0.8 | 1.1 | 1.3 | 1.6 | 1.8 | 2.0 | 2.1 | 2.3 |
| | 増減量 （R7基準） | ＝当該年度⑧－R7年度⑧ | （t／年） | -212 | -66 | -220 | 11 | 0 | 3 | 22 | 38 | 52 | 65 | 76 | 87 | 96 | 105 | 114 |
| 可燃ごみ排出量 | | ⑨＝②＋⑤＋⑧ | （t／年） | 22,930 | 22,697 | 21,872 | 20,979 | 20,409 | 20,066 | 19,780 | 19,465 | 19,250 | 19,077 | 18,897 | 18,617 | 18,403 | 18,235 | 18,129 |
| 総量 | 総ごみ排出量 | ⑩＝⑦＋⑧ | （t／年） | 29,702 | 29,196 | 28,161 | 27,517 | 26,934 | 26,635 | 26,291 | 25,896 | 25,638 | 25,436 | 25,219 | 24,852 | 24,579 | 24,366 | 24,244 |
| | ごみ排出量（資源除く） | ⑪＝⑩－(③＋⑥) | （t／年） | 24,179 | 23,722 | 22,868 | 21,965 | 21,360 | 20,998 | 20,705 | 20,380 | 20,159 | 19,984 | 19,799 | 19,509 | 19,287 | 19,113 | 19,007 |
| | 増減率 （R7基準） | ＝当該年度⑪／R7年度⑪＊100-100 | （%） | 13.2 | 11.1 | 7.1 | 2.8 | 0.0 | -1.7 | -3.1 | -4.6 | -5.6 | -6.4 | -7.3 | -8.7 | -9.7 | -10.5 | -11.0 |
| 原単位 | 総ごみ排出量 | ⑫＝⑩／㉑／年間日数＊10の6乗 | （g／人日） | 804 | 789 | 758 | 744 | 735 | 730 | 724 | 719 | 714 | 709 | 705 | 703 | 700 | 698 | 695 |
| | 家庭ごみ排出量 | ⑬＝⑦／㉑／年間日数＊10の6乗 | （g／人日） | 677 | 659 | 632 | 612 | 602 | 596 | 588 | 582 | 576 | 571 | 566 | 562 | 558 | 554 | 551 |
| | 可燃ごみ排出量 | ⑭＝⑨／㉑／年間日数＊10の6乗 | （g／人日） | 621 | 613 | 589 | 567 | 557 | 550 | 544 | 540 | 536 | 532 | 528 | 527 | 524 | 522 | 519 |
| | ごみ排出量（資源除く） | ⑮＝⑪／㉑／年間日数＊10の6乗 | （g／人日） | 654 | 641 | 616 | 594 | 583 | 576 | 570 | 566 | 561 | 557 | 554 | 552 | 550 | 547 | 545 |
| | 増減率 （R7基準） | ＝当該年度⑮／R7年度⑮＊100-100 | （%） | 12.2 | 10.0 | 5.6 | 1.9 | 0.0 | -1.3 | -2.3 | -3.0 | -3.8 | -4.5 | -5.1 | -5.4 | -5.8 | -6.2 | -6.6 |
| | 増減量 （R7基準） | ＝当該年度⑮－R7年度⑮ | （g／人日） | 71 | 58 | 33 | 11 | 0 | -7 | -13 | -17 | -22 | -26 | -29 | -31 | -33 | -36 | -38 |
| 総資源化量 | | ⑯＝③＋⑥ | （t／年） | 5,523 | 5,474 | 5,293 | 5,552 | 5,574 | 5,637 | 5,586 | 5,516 | 5,479 | 5,452 | 5,420 | 5,343 | 5,292 | 5,253 | 5,237 |
| 中間処理後資源化量 | | ⑰＝㉒＋㉓ | （t／年） | 1,699 | 1,640 | 1,713 | 2,199 | 2,345 | 2,305 | 2,274 | 2,241 | 2,219 | 2,201 | 2,183 | 2,151 | 2,127 | 2,110 | 2,100 |
| 総資源化量（中間処理後含む） | | ⑱＝⑯＋⑰ | （t／年） | 7,222 | 7,114 | 7,006 | 7,751 | 7,919 | 7,942 | 7,860 | 7,757 | 7,698 | 7,653 | 7,603 | 7,494 | 7,419 | 7,363 | 7,337 |
| 資源化率 | | ⑲＝⑯／⑩＊100 | （%） | 18.6 | 18.7 | 18.8 | 20.2 | 20.7 | 21.2 | 21.2 | 21.3 | 21.4 | 21.4 | 21.5 | 21.5 | 21.5 | 21.6 | 21.6 |
| 資源化率（中間処理後含む） | | ⑳＝⑱／⑩＊100 | （%） | 24.3 | 24.4 | 24.9 | 28.2 | 29.4 | 29.8 | 29.9 | 30.0 | 30.0 | 30.1 | 30.1 | 30.2 | 30.2 | 30.2 | 30.3 |
| 人口 | | ㉑ | （人） | 101,237 | 101,360 | 101,446 | 101,284 | 100,352 | 99,945 | 99,259 | 98,712 | 98,406 | 98,261 | 97,698 | 96,861 | 96,152 | 95,686 | 95,353 |

収集資源の量

| 項目 | | 実績 | | | | | 推計 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
| 新聞 | （t／年） | 255 | 228 | 210 | 187 | 153 | 152 | 149 | 146 | 144 | 142 | 140 | 137 | 135 | 134 | 133 |
| 雑誌・雑紙 | （t／年） | 1,017 | 995 | 980 | 942 | 914 | 906 | 889 | 870 | 858 | 848 | 838 | 821 | 809 | 799 | 793 |
| 段ボール | （t／年） | 908 | 905 | 831 | 761 | 829 | 836 | 833 | 826 | 823 | 822 | 820 | 811 | 805 | 801 | 800 |
| 紙パック | （t／年） | 17 | 19 | 19 | 19 | 20 | 20 | 19 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 |
| ペットボトル | （t／年） | 331 | 335 | 343 | 338 | 347 | 343 | 343 | 341 | 341 | 342 | 341 | 338 | 337 | 336 | 336 |
| 容器包装プラスチック | （t／年） | 910 | 911 | 875 | 875 | 858 | 850 | 834 | 817 | 805 | 796 | 786 | 771 | 759 | 750 | 744 |
| 製品プラスチック | （t／年） | － | － | － | － | － | 74 | 73 | 71 | 70 | 69 | 68 | 67 | 66 | 65 | 65 |
| 缶 | （t／年） | 213 | 179 | 179 | 149 | 148 | 147 | 144 | 141 | 139 | 137 | 136 | 133 | 131 | 129 | 128 |
| びん（茶・白・その他） | （t／年） | 589 | 565 | 535 | 508 | 488 | 483 | 475 | 465 | 458 | 453 | 447 | 438 | 432 | 426 | 423 |
| 衣類 | （t／年） | 308 | 274 | 260 | 253 | 259 | 257 | 252 | 247 | 243 | 240 | 237 | 233 | 229 | 226 | 225 |
| 草木類 | （t／年） | 658 | 693 | 737 | 1,192 | 1,242 | 1,257 | 1,268 | 1,271 | 1,281 | 1,289 | 1,296 | 1,290 | 1,289 | 1,291 | 1,296 |
| 布団 | （t／年） | 57 | 53 | 26 | 30 | 27 | 27 | 26 | 26 | 25 | 25 | 25 | 24 | 24 | 24 | 23 |
| 廃食用油 | （t／年） | 31 | 28 | 26 | 25 | 23 | 23 | 22 | 22 | 22 | 21 | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 |
| 小型家電 | （t／年） | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 木質系粗大ごみ | （t／年） | 224 | 284 | 267 | 269 | 241 | 239 | 234 | 230 | 226 | 224 | 221 | 217 | 213 | 211 | 209 |
| 製品リユース | （t／年） | － | － | － | － | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 資源物の合計 | （t／年） | 5,523 | 5,474 | 5,293 | 5,552 | 5,574 | 5,639 | 5,586 | 5,517 | 5,479 | 5,452 | 5,419 | 5,343 | 5,291 | 5,253 | 5,236 |

中間処理後資源化量

| 項目 | | 実績 | | | | | 推計 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
| 焼却施設における資源化量 ㉒ | （t／年） | 1,161 | 1,173 | 1,277 | 1,778 | 1,920 | 1,888 | 1,861 | 1,832 | 1,812 | 1,796 | 1,779 | 1,752 | 1,732 | 1,717 | 1,707 |
| 粗大ごみ処理施設における資源化量 ㉓ | （t／年） | 538 | 467 | 436 | 421 | 425 | 417 | 413 | 409 | 407 | 405 | 404 | 399 | 395 | 393 | 393 |

焼却対象量及び埋立量

| 項目 | | 実績 | | | | | 推計 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
| 焼却対象量 | （t／年） | 23,286 | 22,988 | 22,158 | 21,143 | 20,706 | 20,360 | 20,072 | 19,753 | 19,537 | 19,363 | 19,182 | 18,899 | 18,683 | 18,513 | 18,406 |
| 埋立量 ㉔ | （t／年） | 1,645 | 1,483 | 1,264 | 411 | 426 | 418 | 414 | 409 | 406 | 403 | 401 | 395 | 391 | 389 | 387 |
| 最終処分率 ㉕＝㉔／⑩＊100 | （%） | 5.5 | 5.1 | 4.5 | 1.5 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 |

伊勢原市ごみ処理基本計画

（平成 29 年度～令和 13 年度）

令和９年３月

編集・発行
伊勢原市 経済環境部 清掃リサイクル課

〒259-1138
神奈川県伊勢原市神戸 378 番地
ＴＥＬ：0463-94-7502
ＦＡＸ：0463-92-4717
Email：bika-c@isehara-city.jp